

## 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

### <目標>

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。

少子・高齢化、グローバル化、情報化等が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の持続可能な発展のためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域での活動を活性化させることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

男女一人一人の生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっている。特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められている。

このため、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備していくこととする。

## 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

### 施策の基本的方向

#### (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

少子・高齢化、グローバル化、情報化、核家族化等が進展する中で、男女が仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることの重要性は増している。また、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。このため、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立を困難にする職場風土の改革を強力に進める。特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備を進める。

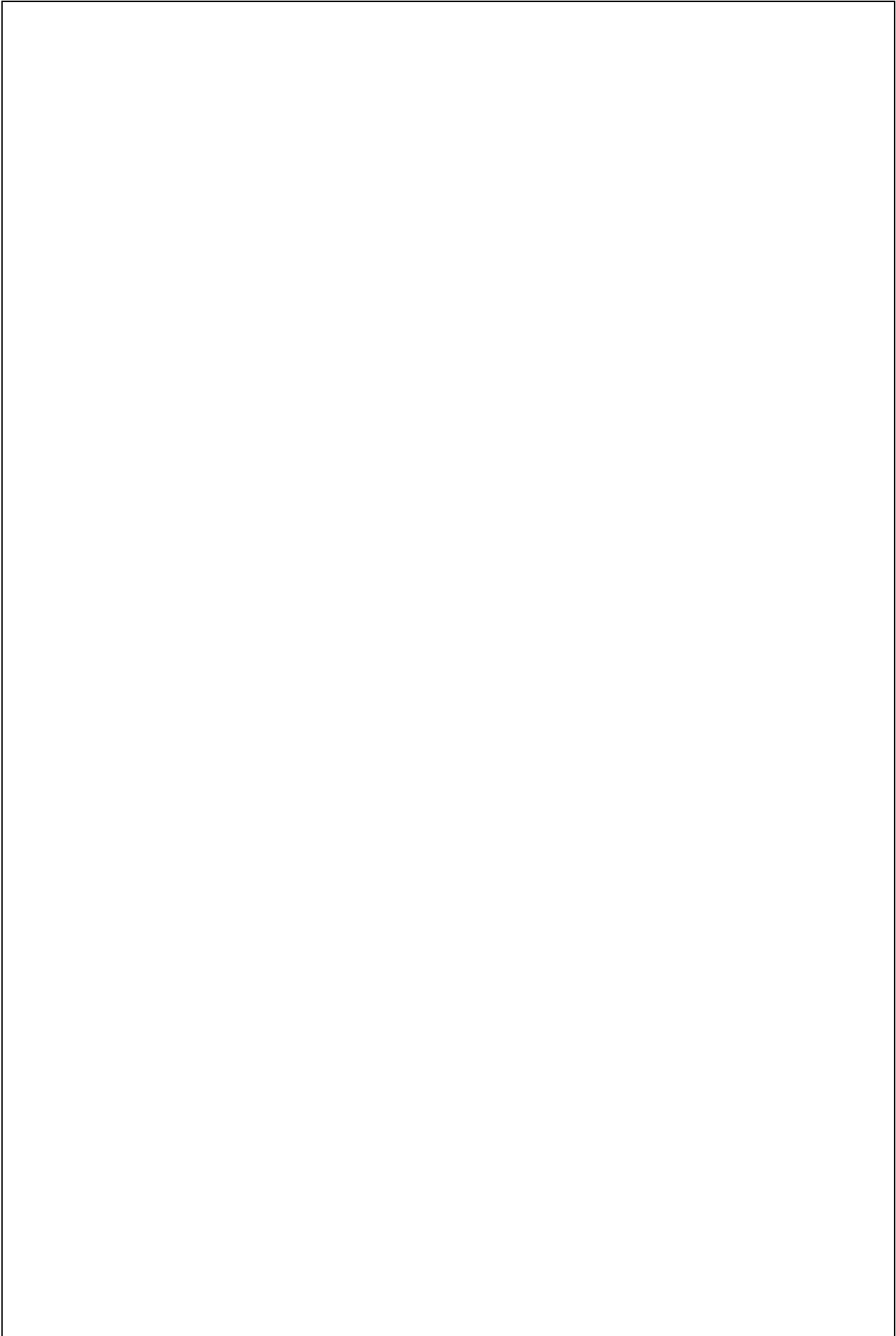
また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

具体的施策	担当府省
<p><b>ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進</b></p> <p>○仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。</li> </ul> <p>○ライフプランニング支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚や子育て・介護などの人生の転機に対応し、長期的な視野に立ったライフプランニング支援策について検討、実施する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p>
<p><b>イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実</b></p> <p>○育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女労働者共に、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行う。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。また、企業において、育児休業の取得等を理由として、解雇その他の不利益な取扱いが行われないよう、周知啓発、指導を行う。</li> <li>・中小企業における育児休業や短時間勤務制度の活用を促進するため、助成金の支給などの重点的な支援を行う。</li> <li>・概ね平成 26 年度までに育児休業取得率を男性 10%、女性 80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。(平成 16 年度男性 0.56%、女性 70.6%)</li> <li>・概ね平成 26 年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を 25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。(平成 16 年度 10.5%)</li> </ul> <p>○仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p><b>ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</b></p> <p>○介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図る。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</b></p> <p>○働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善の促進及び仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成のための取組を行う。</li> <li>・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成 21 年度までに 1 割以上減少させる。(週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 平成 16 年 12.2%)</li> <li>・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成 21 年度までに少なくとも 55%以上にする。(平成 16 年度 46.6%)</li> <li>・短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を目指す。</li> </ul> <p>○育児期の男性の働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児期の男性の育児等の時間を先進国並みにするなど、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得を促進するとともに、時間外労働の短縮や小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

## **(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実**

子育てについては、社会全体の取組として、国民的な理解と広がりをもって支援すべきものであり、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることが重要である。このため、「少子化社会対策大綱」(平成 16 年 6 月) 及び「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について)(平成 16 年 12 月)におけるすべての親子に対する子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努める。また、子どもの養育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図る。





<p>同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。</p>	
<p><b>○総合施設の設置</b>      ・就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成17年度に先行実施している試行事業の結果を踏まえ、必要な法整備を行い、平成18年度から本格的に実施する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>○幼稚園就園奨励事業の促進</b>      ・幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p><b>○地域の子育て・介護支援体制の整備</b>      ・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度171か所)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ569か所、310か所)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に対する支援を行う。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>・少子化対策に資する育児関連サービス産業等について、関係省庁とも連携し、基盤事業の整備等の支援を行う。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>○NPO（*）等の支援</b>      ・地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p><b>○家庭教育支援</b>      ・すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を進め、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信を持って子育てができるよう、行政と子育て支援団体が連携した家庭教育に関する学習機会の提供やIT活用を含む家庭教育支援など、家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p><b>○子育てのための資産形成の支援</b>      ・教育積立貯金等を通じて自助努力による子育てのための資産形成の支援を行う。</p>	<p>総務省</p>
<p><b>○児童虐待への取組の推進</b>      ・近年増加している児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。</p>	<p>厚生労働省</p>

**(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進**

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるように



<p><b>○子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。</li> <li>・都市空間において緑地や子供の遊び場の確保に配慮した都市計画を策定する。</li> <li>・安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。</li> </ul>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省 内閣府、警察庁</p>
<p><b>○子育てバリアフリー等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。</li> <li>・妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。</li> </ul>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p><b>イ ひとり親家庭等に対する支援の推進</b></p>	
<p><b>○ひとり親家庭の親等への総合的な自立に向けた支援の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>○子育て・生活支援策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。</li> <li>・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。</li> <li>・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p><b>○就業支援策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センターを平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。</li> <li>・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成 21 年度までに全都道府県・市等で実施する。</li> <li>・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成 21 年度までに 1,300 人にする。(平成 16 年 359 人)</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>* N P O (Non Profit Organization) : 特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。</p>	
<p><b>ア 家庭生活への男女の共同参画の促進</b></p>	
<p><b>○家庭教育に関する学習機会の充実</b></p>	

するという観点に立って、家庭生活、地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。この際、男女の生涯にわたる学習機会の確保にも配慮する。

また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供する。</li> </ul>	文部科学省
<p>○父親の家庭教育参加の支援・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。</li> </ul>	文部科学省
<p>○男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。</li> </ul>	内閣府、法務省
<p><b>イ 地域社会への男女の共同参画の促進</b></p>	
<p>○地域社会活動への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、地域社会への住民参加が重要であり、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。</li> </ul>	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>○ボランティア活動等の参加促進のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に関する調査研究を行い、情報提供・相談事業を実施する。また、都道府県のボランティア登録制度の整備の支援等を通じ、人々のボランティア活動への参加促進を図る。</li> </ul>	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者が、その希望に応じてボランティア活動等に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、情報提供、相談活動等を実施する。</li> <li>・地域におけるボランティア活動を推進するための事業への支援を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。</li> </ul>	厚生労働省
<p>○NPO等の活動への参画促進のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画などの分野で活動を行うNPO等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、NPO等に対する社会的に支援する仕組みについて検討する。</li> </ul>	文部科学省、厚生労働省
<p>○消費者教育の推進・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の行う社会教育の一環として、消費者生活に関する学習を奨励するとともに、国立大学等において公開講座を開設するなど、消費者問題に関する各種の学習機会を提供する。また、消費生活センターと教育委員会との連携強化などにより、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図る。</li> </ul>	内閣府、文部科学省、関係府省

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

## (施策名) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

## 1 主な施策の取組状況及び評価

## ①「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（座長は官房長官）において策定された。

## ②「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進

平成 20 年 1 月、仕事と生活の調和を推進していくため、政労使、都道府県がパートナーとして密接に連携・協同するためのネットワークを支える中核的組織として、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置され、「憲章」及び「行動指針」に基づく取組を進めてきたところ。

推進室では、平成 20 年をいわば「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、個々の取組の支援とそのネットワークの構築を推進するとともに、「憲章」と「行動指針」の普及促進及び社会全体の取組を推進するため、ポータルサイトの開設や連続シンポジウムの開催などを、「国民運動」の一環として展開してきた。

この国民運動を一層効果的に推進するため、「カエル！ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」普及啓発の集中キャンペーンを実施、国民の取組への気運の醸成を図っている。

## ③「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2009 ～日本の『働き方』が変わりはじめた。変えるのは、今。～」のとりまとめ

平成 21 年 8 月、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（※ 1）及び仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（※ 2）の連名で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2009」をとりまとめた。

本レポートは、今後も毎年、仕事と生活の調和の実現の状況を定点観測していく上での出発点に当たるもので、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の各主体における、「憲章」及び「行動指針」策定以降の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示している。

なお、連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議では、今後も仕事と生活の調和の実現に向け、「憲章」及び「行動指針」に基づき、現場の声を踏まえつつ、その点検・評価を行うこととしている。

※ 1 企業・労働組合・地方公共団体の代表及び有識者で構成。平成 20 年 4 月に設置。

※ 2 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で構成。

## ④男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会では、「多様な人々の能力発揮を実現する仕事と生活の調和推進のあり方」について調査検討を進め、本年 7 月に報告書を公表したところである。報告書では、企業・組織における仕事と生活の調和の取組、雇用者以外の就業者の仕事と生活の調和の取組の 2 つのテーマについて検討を行った。（別添参照）

## 2 今後の方向性、検討課題等

「憲章」では、目指すべき社会として、

様式 2

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

の3つの社会を提示しており、レポートでは、今後に向けた課題・当面重点的に取り組むべき事項として、

- ・仕事の進め方の効率化の促進
- ・仕事と生活の調和を進める上でのノウハウ・好事例の提供
- ・男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革 等が掲げられている。

引き続き、「憲章」「行動指針」に基づき、メリハリのある働き方の実現により生産性の向上と従業員の私生活の充実につながった事例などを紹介していく等、仕事と生活の調和推進の社会的気運の醸成に取り組んでいく。

3 参考データ、関連政策評価等

「行動指針」では、仕事と生活の調和実現に向けた数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることとしている（数値目標は、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について設定）。

数値目標一覧

		数値目標設定指標	行動指針策定時 (2007年)	現状	5年後 (2012年)	10年後 (2017年)	
な 社 会 I 就 労 に よ る 経 済 的 自 立 が 可 能	①	就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わ るものである)	25～34歳男性	90.3%(2006)	90.6%(2008)	93～94%	93～94%
		25～44歳女性	64.9%(2006)	65.8%(2008)	67～70%	69～72%	
		60～64歳男女計	52.6%(2006)	57.2%(2008)	56～57%	60～61%	
		65～69歳男女計	34.6%(2006)	36.2%(2008)	37%	38～39%	
②	時間当たり労働生産性の伸び率(Ⅱ、Ⅲ にも関わるものである)	1.6%(1996～2005年 度の10年間平均)	-0.5% (2008年度)	2.4%(5割増) (2011年度)	—		
③	フリーターの数	187万人(2006) (平成15年にピークの 217万人)	170万人(2008)	ピーク時の3/4に 減少 (162.8万人以下)	ピーク時の2/3に 減少 (144.7万人以下)		
保 活 の た め の 時 間 が 確 保 可 能 な 社 会 II	④	労働時間等の課題について労使が話し合 いの機会を設けている割合	41.5%(2007)	46.2%(2008)	60%	全ての企業で実 施	
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%(2006)	10.0%(2008)	2割減	半減	
	⑥	年次有給休暇取得率	46.6%(2006)	47.7%(2007)	60%	完全取得	
	⑦	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事 業所割合	23.5%(2002)	33.6%(2007)	50%	80%	
会 III 多 様 な 働 き 方 ・ 生 き 方 が 選 択 可 能 な 社 会	⑧	テレワーカー比率	10.4%(2005)	15.2%(2008)	20% (2010年まで)	—	
	⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下(2005)	—	10%	25%	
	⑩	自己啓発を行って いる労働者の割合	正社員	46.2%(2005)	58.1%(2007)	60%	70%
			非正社員	23.4%(2005)	37.3%(2007)	40%	50%
	⑪	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%(2000～2004)	—	45%	55%	
⑫	保育等の子育て サービスを提供 している割合	保育サービス (3歳未満児)	20.3%(2007)	21.0%(2008)	29%	38%	
		放課後児童クラブ (小学1年～3年)	19.0%(2007)	20.2%(2008)	40%	60%	

様式 2

	⑬	男女の育児休業取得率	女性	72.3%(2005)	90.6%(2008)	80%	80%
			男性	0.50%(2005)	1.23%(2008)	5%	10%
	⑭	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分(2006)	—	1時間 45分	2時間 30分	

※赤色の項目は改善、青色は悪化、黄色は更新できないもの。

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

## (施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

## 1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実を図るため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

## (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

## ○ 幼稚園における子育て支援の充実

- ・幼稚園の子育て支援活動の推進（平成 7 年度～）

教育機能又は施設を広く地域に開放することを推進する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。

平成 17 年度 34 都道府県、2,548 園へ補助  
 平成 18 年度 35 都道府県、2,715 園へ補助  
 平成 19 年度 38 都道府県、2,896 園へ補助  
 平成 20 年度 39 都道府県、2,974 園へ補助

- ・預かり保育推進事業（平成 9 年度～）

「預かり保育」を継続的に実施する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。

平成 17 年度 47 都道府県、5,287 園へ補助  
 平成 18 年度 47 都道府県、5,402 園へ補助  
 平成 19 年度 47 都道府県、5,489 園へ補助  
 平成 20 年度 47 都道府県、5,595 園へ補助

- ・文部科学省に「子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議」を設置し、幼稚園における子育て支援活動を充実するためにはどのような研修が効果的であるかを検討。平成 20 年 3 月「幼稚園における子育て支援に関する研修について ―研修プログラム作成のために―」を作成し、都道府県に配布すると同時に、域内の市町村に対する周知を依頼。

（平成 18 年度～平成 20 年度）

- ・平成 19 年 6 月に改正された学校教育法において、幼稚園におけるいわゆる「預かり保育」を位置付けるとともに、幼稚園に対し、保護者や地域の要請に応じて幼児期の教育の支援に努めることとする努力義務規定を新設。（平成 19 年 6 月）

## ○ 総合施設の設置

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)」の成立・施行（文部科学省、厚生労働省 平成 18 年度）

幼稚園、保育所等のうち、

- ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）
- ②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）

を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを創設。

- ・平成 20 年 5 月に文部科学省・厚生労働省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」を設置し、7 月に「認定こども園の普及促進について」をとりまとめた。

（文部科学省 厚生労働省）

## 様式 2

- ・平成 20 年 10 月に内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣合意により立ち上げられた「認定こども園の在り方に関する検討会」において①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題等について議論を進め、平成 21 年 3 月に報告書を取りまとめた。（内閣府 文部科学省 厚生労働省）
  - ・平成 21 年 3 月に、認定手続等における問題点や改善例、認定手続等に関する Q&A、各都道府県における手続などをとりまとめた「認定こども園認定申請手続等に関する事務マニュアル」を作成し、都道府県に配布。（文部科学省 厚生労働省）
  - ・認定こども園の周知を図るため、保護者向けのパンフレットを作成し、配布。（文部科学省 厚生労働省）
  - ・認定こども園に対する新たな財政支援策を創設。（文部科学省 厚生労働省）
- 幼稚園就園奨励事業の促進
- ・保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園就園奨励補助事業の充実を図っている。（昭和 47 年度～）
    - 【平成 21 年度幼稚園就園奨励費補助金】
      - ・措置条件  
幼稚園に在園している園児の保護者で、生活保護世帯等、年収 680 万円以下の世帯が対象。（※年収は夫婦と子ども 2 人の場合を参考までに掲げている。）
      - ・措置内容（保護者負担割合）
        - ①兄弟姉妹の同時就園  
第 1 子：1.0、第 2 子：0.5（半額）、第 3 子 0.0（無償）
        - ②小学校 1～3 年生に兄・姉を有する園児  
（第 1 子：1.0）、第 2 子：0.9、第 3 子 0.0（無償）
    - 【幼稚園就園奨励費補助金交付先件数】
      - 平成 18 年度：1367 件
      - 平成 19 年度：1356 件
      - 平成 20 年度：1351 件
- 地域の子育て・介護支援体制の整備
- ・放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する取組を実施。（平成 16 年度～18 年度）
    - 平成 17 年度：約 8,000 カ所
    - 平成 18 年度：約 8,300 カ所
  - ・「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」において、放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施。（平成 19 年度～）
    - 平成 19 年度：約 6,200 カ所
    - 平成 20 年度：約 7,900 カ所
    - 平成 21 年度：約 8,700 カ所
- 家庭教育支援
- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を実施。（平成 16 年度～平成 19 年度）
  - ・「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、身近な地域において「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための取組を実施。（平成 20 年度）



## 様式 2

- ・訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、「訪問型家庭教育支援チーム」による家庭や企業を訪問しての学習機会の提供、相談対応の実施等、先進的な手法開発に取り組むとともに、「家庭教育支援基盤形成事業」において、持続可能な支援を行うため、「家庭教育支援チーム」の定着、地域人材の養成、学習機会の提供等、地域の主体的な取組を支援する。(平成 21 年度～)
- ・「子どもの生活リズム向上プロジェクト」において、子どもの基本的な生活習慣を育成するため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動が全国各地域において取り組まれるよう、普及啓発や先進的な実践活動等の効果について調査研究を実施。(平成 18 年度～平成 20 年度)
- ・「子どもの生活習慣づくり支援事業」において、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及びその効果を活用し、全国的な普及啓発を図る。(平成 20 年度～)
- ・独立行政法人国立女性教育会館では、全国の家庭教育・次世代育成支援の行政担当者、子育て支援に携わる団体のリーダー等を対象に、家庭教育・次世代育成支援指導者研修を実施。(平成 18 年度～)

## 2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 幼稚園における子育て支援の充実
  - ・これまでの取組・事業への着実な推進を図り、地方公共団体等においても自主的な取組が行われるよう、要請等を図る。
- 認定こども園
  - ・「認定こども園の在り方に関する検討会」の報告書に盛り込まれた「工程表」に基づき改善を図っていく。また、認定こども園への財政措置もあわせて認定こども園制度の更なる普及促進に努める。
  - ・平成 23 年に認定件数が 2,000 件以上になることを目指す。
- 幼稚園就園奨励事業の促進
  - ・幼稚園への就園を更に推進するため、引き続き幼稚園就園奨励費補助制度の充実を図る。
- 放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）
  - ・引き続き、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人々との交流の機会を設け、子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成することにより、地域の教育力の向上が図られるよう努める。
- 家庭教育支援
  - ・今後も引き続き、支援基盤となる取組については地域の主体的な取組を支援しつつ全国的な普及定着を目指すとともに、効果的な支援手法の開発、より困難な課題に対する家庭教育支援のあり方の検討等を実施することにより、地域で支え合う家庭教育支援の取組の促進を図る。
  - ・また、子どもの生活リズムを向上させるための取組の成果等をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、学校・家庭・地域に向けた全国的な普及啓発等を実施する。

様式 2

3 参考データ、関連政策評価等

- 幼稚園における子育て支援
  - ・ 幼稚園における子育て支援の実施率 (%)

15年度実績	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績
77.0	77.3	77.8	79.9	81.8

- 預かり保育推進事業
  - ・ 預かり保育の実施率 (%)

16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
67.9	69.9	70.6	71.7	72.5

- 認定こども園関係
  - ・ 認定件数 358 件 (平成 21 年 4 月 1 日現在)
  - ・ 認定こども園が設置されている都道府県数 43 都道府県 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

- 幼稚園就園奨励費補助
  - ・ 第 2 子以降の保護者負担割合の軽減

		16	17	18	19	20	21
【同時就園の場合】 (第 1 子の保護者負担を 1 とした場合 の第 2 子以降の負担割合)	第 2 子	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5
	第 3 子以 降	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0 (無償)
【兄弟が小 1 ~ 小 3 の場合】 (第 1 子の保護者負担を 1 とした場合の 第 2 子以降の負担割合)	第 2 子	—	—	0.9	0.9	0.9	0.9
	第 3 子以 降	—	—	0.8	0.8	0.8	0.0 (無償)
第 2 子以降の保護者負担軽減措置に係る適用条件の拡 充				小 1 まで 拡充	小 2 まで 拡充	小 3 まで 拡充	小 3 まで 適用
参考指標 就園奨励費補助単価の引き上げ率 (平均)		—	—	—	1%	3%	5%

【出典】各年度の就園奨励費補助金の概要より

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

### 1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進をするため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

#### (1) 家庭生活への男女の共同参画の促進

##### ○ 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を実施。(平成 16 年度～平成 19 年度)
- ・「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、身近な地域において「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための取組を実施。(平成 20 年度)
- ・「訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、「訪問型家庭教育支援チーム」による家庭や企業を訪問しての学習機会の提供、相談対応の実施といった先進的な手法開発に取り組むとともに、「家庭教育支援基盤形成事業」において、持続可能な支援を行うため「家庭教育支援チーム」の定着、地域人材の養成、学習機会の提供等地域の主体的な取組を支援。(平成 21 年度)

##### ○ 父親の家庭教育参加の支援・促進

- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育への参加を考える集いや、父と子のふれあい交流、父親の家庭教育への参加を促進する地域活動についてのシンポジウムなどを実施。(平成 16 年度～平成 19 年度)
- ・「地域における家庭教育基盤形成事業」において、父親の家庭教育への参加を考える集いや、企業に出向いた学習講座の開催などの実施を支援。(平成 20 年度)
- ・「家庭教育支援基盤形成事業」において父親向け講座を実施するとともに、「訪問型家庭教育相談体制充実事業」においては、「訪問型家庭教育支援チーム」が家庭や企業を訪問して学習機会の提供、相談対応等を行う。  
(平成 21 年度)
- ・独立行政法人国立女性教育会館では、地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究において、男性の次世代育成支援活動への参画とその促進についての調査を行い、事例集を作成。  
(平成 20 年度)

(2) 地域社会への男女の共同参画の促進

- ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
  - ・「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動の全国展開を推進するため、(1)高校生を対象に、定期的又は長期休業期間中に、例えば、老人ホームにおける清掃活動や介助支援活動等のボランティア活動、(2)市町村で、市民全般を対象に、定期的又はある程度長期にわたり、例えば、**町内の防犯パトロール活動**や公園などの清掃や花植えなどの環境美化活動などのボランティア活動、(3)地域の大学、企業等との連携・協力を図り、ボランティア活動支援センターの機能を充実する取組を実施。(平成 17 年度～18 年度)
  - ・「地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究」事業において、ボランティア活動希望者と受け入れ先との効果的なマッチング方法や情報提供、関係機関・団体等との連携方策など、各地域のボランティア活動支援センターの今後の在り方について、実践的な調査研究を実施。  
(平成 20 年度～)
  
- 消費者教育の推進・支援
  - ・学校教育では、児童生徒に消費者としての正しい態度や知識を身に付けさせるため、小・中・高等学校を通じて社会科、家庭科を中心に児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行っている。平成 20 年 3 月に小・中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂し、消費者教育に関する内容の充実を図った。
  - ・消費生活センターと教育委員会の連携強化について各種会議において要請。

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 家庭教育支援
  - ・引き続き、家庭や企業へ訪問をしての情報提供や相談対応、父親向け講座といった家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、仕事などで学習機会に参加できない、家庭教育や子育てに無関心・孤立化しているといった様々な状況の親への効果的なアプローチ手法についての開発に努める。
  
- 消費者教育
  - ・消費者関連三法の成立や学習指導要領の改訂による消費者教育に関する内容の充実、法制審議会民法成年年齢部会の報告などを受け、学校教育や社会教育における消費者教育の推進に関する施策を実施する。

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

## (施策名) (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

## 1 主な施策の取組状況及び評価

## 【仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進】

- 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
  - 両立を図りやすくするための雇用環境整備に関する周知、啓発活動を推進
  - 育児期の男性労働者を対象とした「父親のワーク・ライフ・バランス」ハンドブックの作成、配布
- 男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランスの推進
  - 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」提言の普及

## 【仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着促進・充実等】

- 育児・介護休業法の改正（平成 21 年 7 月 1 日公布）
  1. 子育て期間中の働き方の見直し
    - ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
    - ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。
  2. 父親も子育てができる働き方の実現
    - ・父母がともに育児休業を所得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）
    - ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
    - ・配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
  - 3 仕事と介護の両立支援
    - ・介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。
  - 4 実効性の確保
    - ・苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
    - ・勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。
- 適切な行政指導の実施
  - 「子ども・子育て応援プラン」（16年12月24日少子化社会対策会議決定）において設定された育児休業取得等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導の実施
- 両立支援レベルアップ助成金の支給
  - ・子育て期の短時間勤務支援コース
    - 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者がこれらの制度を6か月以上利用した場合に、事業主に対して助成金を支給
    - 平成 21 年度から、短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。
  - ・職場風土改革コース 等
- 中小企業子育て支援助成金の支給
  - 育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業事業主（労働者 100 人以下）に対して助成金を支給。
  - 平成 21 年度から、これまで制度利用者の 1 人目及び 2 人目に対して助成金を支給する従来の仕組みに加え、3 人目、4 人目、5 人目についても助成金を支給し、2 人目以降の支給額を増額することとした。
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、包括的な次世代育成支援の制度的枠組

## 様式 2

みの構築等について検討

- 社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について検討

「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」（平成 20 年 5 月 20 日）

「社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告」（平成 21 年 2 月 21 日）

- 平成 21 年の雇用保険法の改正による育児休業給付の見直し

平成 19 年の雇用保険法の改正による平成 22 年 3 月末までの給付率引上げに係る暫定措置（40%→50%）を当分の間延長する措置を講じるとともに、育児休業期間中に支給する育児休業基本給付金と職場復帰後に支給する育児休業者職場復帰給付金を統合し、金額を育児休業期間中に支給することとした（平成 22 年 4 月 1 日施行）。

### 【育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備】

（働き方の見直し）

労働時間等の設定改善を通じた仕事と生活の調和対策を推進するにあたっては、社会全体の気運醸成を図るとともに、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、個別企業の取組の促進を実施することを併せて推進することが有効である。

このため、社会全体に仕事と生活の調和の意義・効果等を広く訴求することと、中小企業を中心とする個別企業の取組をきめ細かくサポートすることを併せて推進すべく様々な施策を着実に実施しているところである。

- 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

- ・労働時間等設定改善援助事業の実施

仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団及びその構成事業場に対して、当該事業場の実情を踏まえた助言・指導等の援助を行っている。

- ・労働時間等設定改善推進助成金の支給

労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業団体に対し助成を行っている。また、20 代後半から 30 代の労働者の労働時間等の設定改善に重点的に取り組む中小企業団体に対して上乗せして助成を行っている。

- ・職場意識改善助成金の支給

労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組み、成果を上げた中小事業主に対し助成を行っている。

- ・労働時間設定改善コンサルタントの派遣

都道府県労働局において、労働時間等設定改善に関する相談への対応や助言・指導を行っている。また、20 代後半から 30 代の労働者の労働時間等の設定改善を促進するため重点的な助言・指導を行っている。

- 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成

〈中央における取組〉

- ・仕事と生活の調和推進プロジェクトの展開

我が国を代表する企業 10 社の協力を得ながら、10 社における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を広く国民全体に PR することを通じて社会的気運の醸成を図っている。

- ・業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定

総労働時間の長い業種、年次有給休暇の取得率の低い業種等の中から、複数の中央の業界団体を選定し、当該業界団体の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」を策定するとともに、業界団体傘下事業場等において当該プランの普及促進を図ることとしている。

- ・仕事と生活の調和を推進する専門家の養成支援事業

仕事と生活の調和については、多くの企業にとって、多岐にわたる課題の解決策を見出し得ずに模索している状況にあり、仕事と生活の調和の推進についてアドバイスを行う「専門家」の必要性は高いと考えられるものの、取組の具体的方法についてアドバイスできる専門家は少なく、そのような専門家の養成を支援促進することとしている。

〈地方における取組〉

## 様式 2

### ・仕事と生活の調和推進会議の開催

都道府県ごとに、労使をはじめ、地方公共団体、学識経験者等の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、地域の特性を踏まえた提言の策定・フォローアップ及び先進的な取組を行う企業の好事例の収集・情報提供等を行うことにより、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成を促進している。

### ・仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励

仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組もうとする意欲のある自治体を選定し、当該自治体における「仕事と生活の調和推進宣言」の策定援助や当該宣言及び取組の全国的な広報を実施することとしている。

### ・社会的気運の醸成を図る事業の実施

①仕事と生活の調和推進プロジェクト（地方版）、②仕事と生活の調和普及啓発セミナー、③仕事と生活の調和推進診断サービス事業を実施することにより、地域レベルでの仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図っている。

### （企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価）

#### ○両立支援レベルアップ助成金（事業所内保育施設設置・運営コース）の支給

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。

平成21年度より、事業内保育施設の中長期的な運営の安定化を図り、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促進するため、運営費の助成金支給期間を5年間から10年間に延長し、事業主等からの希望の強い地域開放を可能とする要件の緩和を行った。

#### ○企業における次世代育成支援の取組の推進

・一般事業主行動計画策定・届出促進のための周知・啓発

・次世代育成支援推進センターによる一般事業主行動計画の策定・実施に関する、一般事業主に対する相談援助等の支援

○次世代育成支援対策推進法第7条に基づき定められた「行動計画策定指針」において、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子供の支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。」ことを例示し、各企業の取組を推進。

#### ○育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで提供

両立支援対策を積極的に進めている企業の取組や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画等を掲載したサイト、「両立支援のひろば」を開設。

## 2 今後の方向性、検討課題等

○育児・介護休業法の改正法の施行状況を踏まえつつ、男性も含めた働き方の見直し等を進め、育児休業その他仕事と子育て・介護の両立のための制度の一層の定着促進に向け、今後も引き続き各種事業を実施していくこととする。併せて、税制改革の動向も踏まえながら、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた検討を進めていく。

○「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、仕事と生活の調和を実現するための社会全体の目標として平成18年度から5年後及び10年後の数値目標が設定されている。数値目標はそれぞれ、週労働時間60時間以上の雇用者の割合については「2割減」、「半減」、年次有休休暇取得率については「60%」、「完全取得」等とされている。

今後は、同指針において設定された数値目標を達成するため、一層取組の促進を図る必要がある。

○育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備のため、各種施策を引き続き実施していく。

様式 2

3 参考データ、関連政策評価等

【仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実】

【仕事と介護の両立のための制度の定着促進等】

○育児休業取得率

平成 18 年度 (男性) 0.57% (女性) 88.5%  
 平成 19 年度 (男性) 1.56% (女性) 89.7%  
 平成 20 年度 (男性) 1.23% (女性) 90.6%

(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」、「雇用均等基本調査」より)

○両立支援レベルアップ助成金の支給状況

・子育て期の短時間勤務支援コース

平成 18 年度：31,050 千円 (79 件)、平成 19 年度：45,900 千円 (107 件)、  
 平成 20 年度：41,800 千円 (98 件)

(参考) 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置導入率

平成 18 年度 18.0%、平成 19 年度 19.2%、平成 20 年度 25.3%

・職場風土改革コース

平成 19 年度：144,500 千円 (289 件)、平成 20 年度：372,500 千円 (566 件)

○中小企業子育て支援助成金の支給状況

平成 18 年度：6,400 千円 (8 件)、平成 19 年度：1,115,600 千円 (1,148 件)、  
 平成 20 年度：2,648,200 千円 (2,740 件)

○介護休業取得率

平成 17 年度 (男性) 0.02% (女性) 0.08%

【育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備】

○週 60 時間以上の雇用者の割合 (%)

	17 年	18 年	19 年	20 年
週 60 時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0

総務省「労働力調査」より

○労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率 (%)

	17 年	18 年	19 年
取得率	47.1	46.6	47.7

厚生労働省「就労条件総合調査」より

○両立レベルアップ助成金の支給状況

・事業所内保育施設設置・運営コースの支給状況

平成 18 年度：1,252,685 千円 (234 件)、平成 19 年度：1,591,819 千円 (299 件)、  
 平成 20 年度：1,938,657 千円 (381 件)

○一般事業主行動計画届出数

	18 年度末	19 年度末	20 年度末
大企業(301 人以上)	13,219	13,326	13,462
中小企業(300 人以下)	5,736	11,449	18,137
計	18,955	24,775	31,599

○一般事業主行動計画届出割合 (大企業)

	18 年度末	19 年度末	20 年度末
大企業(301 人以上)	99.1%	99.8%	99.1%



男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

【多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実】

○新待機児童ゼロ作戦の展開

保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進する。

保育サービス（3歳未満児）の提供割合

平成19年度 20.3% → 平成29年度 38%（平成21年度実績 21.7%）

○国から交付された交付金を財源に、都道府県において「安心こども基金」を造成し、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行っている。

○地域子育て支援拠点事業

平成19年度より、従来のでの広場事業や地域子育て支援センター事業を再編し、地域子育て支援拠点事業を創設。地域において子育て親子の交流促進、子育て相談等を実施する子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）を設置することにより、地域の子育て支援の推進を図る。

【ひとり親家庭等に対する支援の推進】

○母子家庭等の自立支援を推進するため、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」「養育費確保策」「経済的支援策」の4本柱により、母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業自立支援センター事業や高等技能訓練促進費等事業、母子寡婦福祉貸付金の貸付等を実施。

2 今後の方向性、検討課題等

【多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実】

○引き続き「安心こども基金」を活用して「新待機児童ゼロ作戦」を推進し、少子化対策全般の充実を図る。

○地域子育て支援拠点事業

事業の拡充に向け、平成20年度において各地の取組事例をまとめたパンフレットを各自治体等に配布、平成21年度予算においてひろば型の機能拡充や出張ひろばの開設促進を図っており、引き続き子育て支援拠点の実施を促進。

【ひとり親家庭等に対する支援の推進】

○母子家庭の就業率は約85%と高い一方で、働き方を見ると、臨時・パートの雇用形態の者が約44%と多く、また、平均収入も約213万円と低い状況にあることから、引き続き母子家庭等に対する自立支援策を推進

3 参考データ、関連政策評価等

○地域子育て支援拠点の設置状況

	19年度	20年度
ひろば型	894	1,251
センター型	3,464	3,470
児童館型	28	168
計	4,386	4,889

○母子家庭等就業自立支援センターにおける就業相談件数

平成19年度（4月～12月）：50,930件

○高等技能訓練促進費等事業の支給件数

平成19年度（4月～12月）：1,322件

## 様式 2

○平成 20 年度に政策評価を実施

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

<p>1 主な施策の取組状況及び評価</p> <p><b>【地域社会への男女の共同参画の促進】</b></p> <p>○地域福祉等推進特別支援事業  「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を都道府県・指定都市・市区町村等に対して実施している。</p> <p>○ボランティア振興事業  学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業、ボランティア活動を希望する企業・労働組合・農協・生協・住民参加型サービス団体の担当者等を対象とするリーダーやコーディネーター等の養成・研修事業、ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行する広報・啓発事業等を都道府県・指定都市社会福祉協議会にて平成18年度まで実施しており、平成19年度からは地域福祉等推進特別支援事業として、引き続き実施している。</p> <p>○特別な休暇制度普及促進事業の実施  特別な休暇（ボランティア休暇等、企業等において任意で定められる休暇）の普及促進を図るため、勤労者が実際に休暇を取得して地域活動・ボランティア活動等への参加を体験する体験プログラムや、シンポジウム等イベントへの講師派遣による普及啓発活動を行っている。</p> <p>○全国ボランティア活動振興センター運営事業  経済団体・労働団体・マスコミ・教育等の各界によるボランティアシンポジウムの開催、全国的な広報・啓発を行うボランティアに関する各種資料・文献等の情報提供やボランティアセンター担当者に対する研修事業等の事業を全国社会福祉協議会にて実施している。</p>
<p>2 今後の方向性、検討課題等</p> <p>○ボランティア振興事業  本事業は、平成19年度にセーフティネット支援対策等事業費補助金の「地域福祉推進支援事業」と「地域福祉ネットワーク事業」を統合して新設された「地域福祉等推進特別支援事業」において、今後も引き続き実施していく。</p> <p>○特別な休暇制度普及促進事業の実施  特別な休暇制度普及促進事業については、個々の労働者の事情に応じて付与される休暇の取得を促進させるため、平成21年度より「特に配慮が必要な労働者に対する休暇制度の普及事業」として事業を実施しており、勤労者の地域活動・ボランティア活動への参加促進については同事業において引き続き体験プログラムやセミナー等による普及啓発を実施していくこととしている。</p>
<p>3 参考データ、関連政策評価等</p> <p>○地域福祉等推進特別支援事業  都道府県・指定都市・市区町村等でボランティア振興に関する事業を実施。(平成19年度 130事業)</p>

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

## 1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 地域優良賃貸住宅制度により、賃貸住宅の整備費助成や家賃低廉化助成を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を支援している。
- ・ 高齢者等の住み替え支援制度により、高齢者が所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等に賃貸することを円滑化している。
- ・ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度により、機構が整備した敷地における民間事業者による賃貸住宅等の建設、供給を支援し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。
- ・ あんしん賃貸支援事業により、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等を行っている。
- ・ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みの活用により、子育てに適した耐久・可変性能が高い住宅に係る金利引き下げを行い、良質な住宅の取得を支援している。
- ・ 都市再生機構賃貸住宅において、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率優遇や、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定といった優遇措置を設けている。
- ・ 住宅市街地総合整備事業により、大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進している。
- ・ 公共賃貸住宅団地において保育所等との一体的整備を推進している。
- ・ 歩行者や自転車乗用者の事故発生割合が高い582箇所を「あんしん歩行エリア」として警察庁及び国土交通省で指定（平成20年度）した。
- ・ 都市計画決定された公園・緑地の整備を推進している。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 今後とも、子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援していく。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進していく。
- ・ あんしん歩行エリアの整備  
あんしん歩行エリア内において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的に事故抑止対策を推進する。
- ・ 歩いていける身近な場所において、子どもの遊び場となる公園や緑地の整備を推進し、子育て環境等の充実を図る。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・ 地域優良賃貸住宅の供給実績  
H19 年度末管理戸数 約 15.9 万戸（特定優良賃貸住宅等の管理戸数含む）
- ・ 高齢者等の住み替え支援制度による賃貸住宅の供給実績  
H21.7 現在 契約完了件数 120 件
- ・ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度によるファミリー向け賃貸住宅の供給実績  
H20 年度 約 780 戸
- ・ あんしん賃貸支援事業  
H21.5 現在 33 箇所の自治体が事業に参加
- ・ 公共賃貸住宅団地における保育所等の供給実績  
H20 年度末 853 施設
- ・ あんしん歩行エリアの整備の目標  
平成 24 年までにエリア内の歩行者や自転車乗用車の死傷事故を約 2 割抑止  
※社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月策定）

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 子育てバリアフリーの推進

1 主な施策の取組状況及び評価

○平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、妊産婦や乳幼児連れの方にも利用しやすいように、公共交通機関、道路、建築物、都市公園等多くの方が利用する公共施設について、段差の解消等による個別のバリアフリー化を図るとともに、これら施設等の一体的なバリアフリー化を推進している。

- ・バリアフリー環境整備促進事業により、バリアフリー新法に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備を図っている。
- ・交通安全施設等整備事業費等により、継続的に歩行空間のバリアフリー化に対する支援を実施している。
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業等により、都市公園のバリアフリー化を推進している。

○ハード面の整備と併せて、高齢者・障害者等の介助体験・疑似体験等を行うことにより、国民に対しバリアフリーについての理解を深めるための「バリアフリー教室」の開催等により「心のバリアフリー社会」の実現を図るとともに、施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を行うなどソフト面の施策についても推進している。

2 今後の方向性、検討課題等

○バリアフリー新法に基づく基本方針において定めている、原則平成 22 年までのバリアフリー化の整備目標を確実に達成し、また平成 23 年以降の整備目標の設定をはじめとする今後のバリアフリー施策のあり方を総合的に検討するため、平成 21 年 6 月に「国土交通省バリアフリー推進本部」を設置し、より一体的・横断的な体制のもとで一層のバリアフリー化を推進していく。

3 参考データ、関連政策評価等

◎移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成 18 年 12 月)におけるバリアフリー化の目標と実績値

		現状 (H19年度末時点)	基本方針の目標 (H22。低床バスはH27)
旅客施設(鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル) (※1)		67.5% (※2)	100%
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	67.3% (※2)	100%
	鉄軌道車両	26.5%	約50%
バス	バスターミナル (※1)		100%
	乗合バス	低床バス	100%
		ノンステップバス	約30%
船舶	旅客船ターミナル (※1)	88.9% (※2)	100%
	旅客船	14.1%	約50%
航空	航空旅客ターミナル (※1)	76.2% (※2) (100% (※3))	100%
	航空機	59.9%	約65%
タクシー	福祉タクシー	10,514台	約18,000台
道路	主要な旅客施設周辺等における主な道路	60%	100%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物 (※4)	44%	約50%
都市公園	移動等円滑化園路	約44%	約45%
	駐車場	約34%	約35%
	便所	約27%	約30%
路外駐車場		33%	約40%

(注) 現状及び目標の数値は、施設毎に設定されたバリアフリー化に係る基準の達成割合等を示す。  
 (※1) 利用者数5,000人/日以上のもの。  
 (※2) 段差の解消について定めた公共交通移動等円滑化基準第4条への適合をもって算定。特に、航空旅客ターミナルについては、「エレベーターについて内外の者が互いに視覚的に確認できる構造とする」という基準のみを満たせないこと等により、この数値にとどまる。  
 (※3) 身体障害者が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置(事実的な段差解消)はすでに平成13年3月末までに100%達成されている。  
 (※4) バリアフリー新法に基づく特別特定建築物

◎ 社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月）における目標（※上記の基本方針に定める目標以外）

- ・ 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積を平成 24 年度までに約 70,000ha にする（平成 19 年度までは 50,997ha）。
- ・ 特定道路のバリアフリー化率を平成 24 年度までに約 75% にする（平成 19 年度は約 51%）。
- ・ 園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合を平成 24 年までに約 5 割にする（平成 19 年は約 44%）。
- ・ バリアフリー化された路外駐車場の割合を平成 24 年までに約 50% にする（平成 19 年は 33%）。
- ・ ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数（「心のバリアフリー」の促進）平成 24 年度までに約 50,000 人にする（平成 19 年度までは 24,043 人）。

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) 家庭生活への男女の共同参画の促進

**1 主な施策の取組状況及び評価**

法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、講演会やシンポジウムを行ったり、ポスター・パンフレットを配布する等して、男女共同参画促進を含めた女性の人権課題について啓発活動を行っている。

「男女共同参画週間」、「人権週間」に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。

**2 今後の方向性、検討課題等**

今後は、上記週間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じた広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

**3 参考データ、関連政策評価等**



5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

資料1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し</p>	<p>ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進</p> <p>○仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進</p> <p>①仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。</p> <p>○ライフプランニング支援の実施</p> <p>②結婚や子育て・介護などの人生の転機に対応し、長期的な視野に立ったライフプランニング支援策について検討、実施する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進 両立を図りやすくするための雇用環境整備に関する周知 啓発活動を推進(厚生労働省)</p> <p>○ 育児期の男性労働者を対象とした、「父親のワーク・ライフ・バランス」ハンドブックの作成、配布(厚生労働省 平成20年度)</p> <p>○ 育児・介護休業法を改正し、父母ともに育児休業を取得した場合の育児休業可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス)など、男性の育児休業取得促進策を導入。(厚生労働省 平成21年7月1日改正法公布)</p> <p>○ 男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランスの推進 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」提言の普及(厚生労働省 平成18年度～)</p> <p>○ 「女性のライフプランニング支援に関する調査」を実施 (内閣府 平成18年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																												
	<p>イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実</p> <p>○育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</p> <p>①男女労働者共に、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行う。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。また、企業において、育児休業の取得等を理由として、解雇その他の不利益な取扱いが行われないよう、周知啓発、指導を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○平成21年の雇用保険法の改正による育児休業給付の見直し(厚生労働省 平成22年4月～)</p> <p>平成19年の雇用保険法の改正による平成22年3月末までの給付率引上げに係る暫定措置(40%→50%)を当分の間延長する措置を講じるとともに、育児休業期間中に支給する育児休業基本給付金と職場復帰後に支給する育児休業者職場復帰給付金を統合し、全額を育児休業期間中に支給することとした。</p> <p>雇用保険部会報告書(平成21年1月7日)とりまとめ 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成21年法律第5号)の公布、施行</p> <p>平成19年の雇用保険法の改正による育児休業給付の給付率の引上げ(厚生労働省 平成19年10月～)</p> <p>育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%)から50%(休業期間中30%・職場復帰後6か月後に20%)に暫定的(平成22年3月31日までに育児休業を開始した者)に引き上げ、事業主及び労働者に対し周知を図った。(事業主へのリーフレットの送付、関係団体を通じた周知等)</p> <p>雇用保険部会報告書(平成19年1月9日)とりまとめ 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の公布、施行</p> <table border="1" data-bbox="1025 1082 1868 1289"> <caption>育児休業給付の支給状況 (人、百万円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 初回受給者数</td> <td>131,542</td> <td>149,054</td> <td>166,661</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>978</td> <td>1,230</td> <td>1,440</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>130,564</td> <td>147,824</td> <td>165,221</td> </tr> <tr> <td>② 支給金額</td> <td>95,607</td> <td>120,943</td> <td>151,192</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>372</td> <td>504</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>95,235</td> <td>120,438</td> <td>150,588</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	① 初回受給者数	131,542	149,054	166,661	男	978	1,230	1,440	女	130,564	147,824	165,221	② 支給金額	95,607	120,943	151,192	男	372	504	603	女	95,235	120,438	150,588
	18年度	19年度	20年度																												
① 初回受給者数	131,542	149,054	166,661																												
男	978	1,230	1,440																												
女	130,564	147,824	165,221																												
② 支給金額	95,607	120,943	151,192																												
男	372	504	603																												
女	95,235	120,438	150,588																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
			<p>○ 育児休業取得促進等助成金(厚生労働省 平成19年度～)                      育児休業等の取組を積極的に促進するため、育児休業取得者等に対して独自に経済的支援を行った事業主を対象に育児休業取得促進等助成金を支給</p> <p>○ 適切な行政指導の実施(厚生労働省)                      「子ども・子育て応援プラン」(16年12月24日少子化社会対策会議決定)において設定された育児休業取得率等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施</p> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の支給(厚生労働省 平成14年度～)                      子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者がこれらの制度を6か月以上利用した場合に、事業主に対して助成金を支給。                      平成21年度より、短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。                      【現行】6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。                      【拡充】・新たに雇い入れた利用者も助成対象に追加。                      ・助成対象となる短時間勤務制度を拡大。                      ・期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合助成額を増額。</p> <p>※子育て期の短時間勤務支援コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="954 967 1666 1059"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>79</td> <td>107</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>31,050</td> <td>45,900</td> <td>41,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(代替要員確保コース)の支給(厚生労働省 平成12年度～)                      育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対し、助成金を支給。</p> <p>※代替要員確保コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="954 1251 1621 1343"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(人)</td> <td>1,371</td> <td>1,131</td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>300,250</td> <td>246,200</td> <td>233,300</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	件数	79	107	98	金額(千円)	31,050	45,900	41,800		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	1,371	1,131	1,164	金額(千円)	300,250	246,200	233,300
	18年度	19年度	20年度																								
件数	79	107	98																								
金額(千円)	31,050	45,900	41,800																								
	18年度	19年度	20年度																								
対象者(人)	1,371	1,131	1,164																								
金額(千円)	300,250	246,200	233,300																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																									
			<p>○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省 平成4年度～)          育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給</p> <p>※休業中能力アップコースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="936 475 1603 568"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(人)</td> <td>3,247</td> <td>3,417</td> <td>3,438</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>201,544</td> <td>222,001</td> <td>223,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(職場風土改革コース)の支給(厚生労働省 平成19年度～)          両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用することができるよう、職場風土改革に計画的に取り組む事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下で、かつ、子育て世代の労働者が4割以上であること、その他の指定の要件を満たす事業主)を指定し、成果を上げた場合に支給          平成21年度から、両立支援レベルアップ助成金の「男性労働者育児参加促進コース」と統合され、事業主の指定要件の中に、男性の育児参加を促進している旨の内容が追加された。</p> <p>※職場風土改革コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="947 919 1464 1011"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>289</td> <td>566</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>144,500</td> <td>372,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)育児のための深夜業制限の制度導入率(深夜業のある事業所の内)</p> <table border="1" data-bbox="965 1198 1337 1251"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入率(%)</td> <td>50.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より</p>		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	3,247	3,417	3,438	金額(千円)	201,544	222,001	223,810		19年度	20年度	件数	289	566	金額(千円)	144,500	372,500		17年度	導入率(%)	50.1
	18年度	19年度	20年度																									
対象者(人)	3,247	3,417	3,438																									
金額(千円)	201,544	222,001	223,810																									
	19年度	20年度																										
件数	289	566																										
金額(千円)	144,500	372,500																										
	17年度																											
導入率(%)	50.1																											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p>②中小企業における育児休業や短時間勤務制度の活用を促進するため、助成金の支給などの重点的な支援を行う。</p> <p>③概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。(平成16年度男性0.56%、女性70.6%)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 中小企業子育て支援助成金の支給(厚生労働省 平成18年度～)            育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業事業主(従業員100人以下)に対して助成金を支給。            平成21年度から、これまで制度利用者の1人目及び2人目に対して助成金を支給する従来の仕組みに加え、3人目、4人目、5人目についても助成金を支給し、2人目以降の支給額を増額することとした。</p> <p>※中小企業子育て支援助成金の支給状況</p> <table border="1" data-bbox="922 531 1637 624"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>8</td> <td>1,148</td> <td>2,740</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>6,400</td> <td>1,115,600</td> <td>2,648,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適切な行政指導の実施(厚生労働省)(5(1)イ①に前掲)            「子ども・子育て応援プラン」(16年12月24日少子化社会対策会議決定)において設定された育児休業取得率等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施。</p> <p>両立支援レベルアップ助成金(代替要員確保コース)の支給(厚生労働省 平成12年度～)(5(1)イ①に前掲)            育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対し、助成金を支給</p> <p>※代替要員確保コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="965 1018 1680 1110"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(人)</td> <td>1,371</td> <td>1,131</td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>300,250</td> <td>246,200</td> <td>233,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成21年に育児・介護休業法を改正した(厚生労働省 平成21年7月1日公布)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子育て期間中の働き方の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。</li> <li>子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。</li> </ul> </li> <li>父親も子育てができる働き方の実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>父母がともに育児休業を所得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を</li> </ul> </li> </ol>		18年度	19年度	20年度	件数	8	1,148	2,740	金額(千円)	6,400	1,115,600	2,648,200		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	1,371	1,131	1,164	金額(千円)	300,250	246,200	233,300
	18年度	19年度	20年度																								
件数	8	1,148	2,740																								
金額(千円)	6,400	1,115,600	2,648,200																								
	18年度	19年度	20年度																								
対象者(人)	1,371	1,131	1,164																								
金額(千円)	300,250	246,200	233,300																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
			<p>取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。</li> <li>・ 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。</li> </ul> <p>3 仕事と介護の両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。</li> </ul> <p>4 実効性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。</li> <li>・ 勧告に従わない場合の公表制度 及び 報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料 を創設する。</li> </ul> <p>(参考)育児休業取得率</p> <table border="1" data-bbox="947 738 1420 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>0.57</td> <td>1.56</td> <td>1.23</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>88.5</td> <td>89.7</td> <td>90.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」、「雇用均等基本調査」より</p>		18年度	19年度	20年度	男性	0.57	1.56	1.23	女性	88.5	89.7	90.6
	18年度	19年度	20年度												
男性	0.57	1.56	1.23												
女性	88.5	89.7	90.6												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>④概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを旨とし、普及率の向上を図る。(平成16年度10.5%)</p> <p>○仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実</p> <p>⑤育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業取得中</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の支給(厚生労働省 平成14年度～)(5(1)イ①に前掲)</p> <p>子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者がこれらの制度を6か月以上利用した場合に、事業主に対して助成金を支給。</p> <p>平成21年度より、短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。</p> <p>【現行】6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。</p> <p>【拡充】・新たに雇い入れた利用者も助成対象に追加。          ・助成対象となる短時間勤務制度を拡大。          ・期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合助成額を増額。</p> <p>※子育て期の短時間勤務支援コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="994 679 1662 772"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>79</td> <td>107</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>31,050</td> <td>45,900</td> <td>41,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置導入率</p> <table border="1" data-bbox="1025 876 1496 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入率(%)</td> <td>18.0</td> <td>19.2</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」、「雇用均等基本調査」より          注:平成18年度調査は、30人以上規模の企業調査であり、平成19年度・20年度調査は5人以上の規模の事業所調査であるため、数値を単純に比較することはできない。</p> <p>○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築等について検討。(厚生労働省)</p>		18年度	19年度	20年度	件数	79	107	98	金額(千円)	31,050	45,900	41,800		18年度	19年度	20年度	導入率(%)	18.0	19.2	25.3
	18年度	19年度	20年度																				
件数	79	107	98																				
金額(千円)	31,050	45,900	41,800																				
	18年度	19年度	20年度																				
導入率(%)	18.0	19.2	25.3																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																		
	<p>の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。</p> <p>ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p> <p>○介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p> <p>①介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 社会保障審議会少子化対策特別部会において、包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について検討。(厚生労働省) 「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」(平成20年5月20日) 「社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告」(平成21年2月24日)</p> <p>○ 労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、介護休業給付の適切な運営について周知(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="920 778 1897 999"> <caption>介護休業給付の支給状況 (人、百万円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 受給者数</td> <td>6,559</td> <td>7,120</td> <td>7,727</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>1,483</td> <td>1,575</td> <td>1,712</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>5,076</td> <td>5,545</td> <td>6,015</td> </tr> <tr> <td>② 支給金額</td> <td>1,467</td> <td>1,567</td> <td>1,667</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>452</td> <td>468</td> <td>494</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1,015</td> <td>1,099</td> <td>1,174</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="931 1126 1458 1217"> <caption>介護休業取得率(%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より</p> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省 平成4年度～)(5(1)イ①に前掲) 育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及</p>		18年度	19年度	20年度	① 受給者数	6,559	7,120	7,727	男	1,483	1,575	1,712	女	5,076	5,545	6,015	② 支給金額	1,467	1,567	1,667	男	452	468	494	女	1,015	1,099	1,174		17年度	男性	0.02	女性	0.08
	18年度	19年度	20年度																																		
① 受給者数	6,559	7,120	7,727																																		
男	1,483	1,575	1,712																																		
女	5,076	5,545	6,015																																		
② 支給金額	1,467	1,567	1,667																																		
男	452	468	494																																		
女	1,015	1,099	1,174																																		
	17年度																																				
男性	0.02																																				
女性	0.08																																				



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</p> <p>○働き方の見直し</p> <p>①仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善の促進及び仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成のための取組を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>ひ向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給</p> <p>※休業中能力アップコースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="954 395 1621 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(人)</td> <td>3,247</td> <td>3,417</td> <td>3,438</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>201,544</td> <td>222,001</td> <td>223,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 官民が一体となって、仕事と生活の調和の実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。(内閣府)</p> <p>○ ・仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の改革          ・多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として進める必要があることを示した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定(平成19年12月27日少子化社会対策会議決定)。(内閣府)</p> <p>○ 政労使によって構成される会議(仕事と生活の調和連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議の合同会議)において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2009」をとりまとめ。レポートでは、仕事と生活の調和の実現状況を把握した上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示。(内閣府)</p>		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	3,247	3,417	3,438	金額(千円)	201,544	222,001	223,810
	18年度	19年度	20年度												
対象者(人)	3,247	3,417	3,438												
金額(千円)	201,544	222,001	223,810												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<p>男女共同参画会議仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告(平成19年7月24日)</li> <li>・「仕事と生活の調和」実現度指標(平成20年3月25日)</li> <li>・企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット(平成20年4月9日)</li> <li>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を多様な人々の能力発揮につなげるために(平成21年7月24日)を公表。(内閣府)</li> </ul> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～)</li> <li>・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～)</li> <li>・職場意識改善助成金の支給(平成20年度～)</li> <li>・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)</li> </ul> <p>○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省)</p> <p>(中央における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和推進プロジェクトの展開(平成20年度～)</li> <li>・業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定(平成21年度～)</li> <li>・仕事と生活の調和を推進する専門家の養成(平成21年度～)</li> </ul> <p>(地方における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和推進会議の開催(平成18年度～19年度)</li> <li>・仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励(平成21年度～)</li> <li>・社会的気運の醸成を図る事業の実施(平成20年度～)</li> </ul>

週60時間以上の雇用者の割合(%)

	17年	18年	19年	20年
週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0

総務省「労働力調査」より

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																						
	<p>②長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。(週労働時間60時間以上の雇用者の割合 平成16年12.2%)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>週60時間以上の雇用者の割合 (%)</p> <table border="1" data-bbox="927 316 1892 413"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週60時間以上の雇用者の割合</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> <td>10.3</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>総務省「労働力調査」より</p> <p>労働者1人平均年次有給休暇の取得率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="927 517 1881 600"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得率</td> <td>47.1</td> <td>46.6</td> <td>47.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「就労条件総合調査」より</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～)</li> <li>・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～)</li> <li>・職場意識改善助成金の支給(平成20年度～)</li> <li>・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)</li> </ul> <p>○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲)</p> <p>(中央における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和推進プロジェクトの展開(平成20年度～)</li> <li>・業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定(平成21年度～)</li> <li>・仕事と生活の調和を推進する専門家の養成(平成21年度～)</li> </ul> <p>(地方における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和推進会議の開催(平成18年度～)</li> <li>・仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励(平成21年度～)</li> <li>・社会的気運の醸成を図る事業の実施(平成20年度～)</li> </ul> <p>週60時間以上の雇用者の割合 (%)</p> <table border="1" data-bbox="918 1203 1886 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週60時間以上の雇用者の割合</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> <td>10.3</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>総務省「労働力調査」より</p> <p>労働者1人平均年次有給休暇の取得率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="918 1390 1872 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得率</td> <td>47.1</td> <td>46.6</td> <td>47.7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		17年	18年	19年	20年	週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0		17年	18年	19年	取得率	47.1	46.6	47.7		17年	18年	19年	20年	週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0		17年	18年	19年	20年	取得率	47.1	46.6	47.7	
	17年	18年	19年	20年																																					
週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0																																					
	17年	18年	19年																																						
取得率	47.1	46.6	47.7																																						
	17年	18年	19年	20年																																					
週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0																																					
	17年	18年	19年	20年																																					
取得率	47.1	46.6	47.7																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																										
	<p>③企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55%以上にする。(平成16年度46.6%)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>労働者1人平均年次有給休暇の取得率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="922 316 1872 399"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得率</td> <td>47.1</td> <td>46.6</td> <td>47.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「就労条件総合調査」より</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～)</li> <li>・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～)</li> <li>・職場意識改善助成金の支給(平成20年度～)</li> <li>・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)</li> </ul> <p>○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲)</p> <p>(中央における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和推進プロジェクトの展開(平成20年度～)</li> <li>・業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定(平成21年度～)</li> <li>・仕事と生活の調和を推進する専門家の養成(平成21年度～)</li> </ul> <p>(地方における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和推進会議の開催(平成18年度～)</li> <li>・仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励(平成21年度～)</li> <li>・社会的気運の醸成を図る事業の実施(平成20年度～)</li> </ul> <p>週60時間以上の雇用者の割合 (%)</p> <table border="1" data-bbox="922 1043 1890 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週60時間以上の雇用者の割合</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> <td>10.3</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>総務省「労働力調査」より</p> <p>労働者1人平均年次有給休暇の取得率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="922 1230 1872 1313"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得率</td> <td>47.1</td> <td>46.6</td> <td>47.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「就労条件総合調査」より</p>		17年	18年	19年	取得率	47.1	46.6	47.7		17年	18年	19年	20年	週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0		17年	18年	19年	取得率	47.1	46.6	47.7
	17年	18年	19年																										
取得率	47.1	46.6	47.7																										
	17年	18年	19年	20年																									
週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0																									
	17年	18年	19年																										
取得率	47.1	46.6	47.7																										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>④短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を目指す。</p> <p>○育児期の男性の働き方の見直し</p> <p>⑤育児期の男性の育児等の時間を先進国並みにするなど、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得を促進するとともに、時間外労働の短縮や小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働を免除する制度等の普及促進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○短時間正社員制度導入の手順等をまとめたマニュアルを事業主へ提供するとともに、実際に短時間正社員制度を導入した事業主に対して助成金を支給するなど、制度普及に向けた取組を実施(厚生労働省 平成18年～)(3(4)ア①に前掲)</p> <p>○両立支援レベルアップ助成金(男性労働者育児参加促進コース)の支給(厚生労働省 平成17年度～平成20年度)                      男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けた取組を行う事業主を指定した上で、実際に取組を行った場合に支給                      平成21年度より、両立支援レベルアップ助成金(職場風土改革コース)に統合された。</p> <p>※男性労働者育児参加促進コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="956 869 1624 962"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>168</td> <td>189</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>84,000</td> <td>94,500</td> <td>91,000</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	件数	168	189	182	金額(千円)	84,000	94,500	91,000
	18年度	19年度	20年度												
件数	168	189	182												
金額(千円)	84,000	94,500	91,000												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価</p> <p>⑥仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援するなど、企業における自主的な取組の促進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○平成21年に育児・介護休業法を改正した(厚生労働省 平成21年7月1日公布)(5(1)イ③に前掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て期間中の働き方の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。</li> <li>・ 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。</li> </ul> </li> <li>2. 父親も子育てができる働き方の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母がともに育児休業を所得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)</li> <li>・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。</li> <li>・ 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。</li> </ul> </li> <li>3 仕事と介護の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。</li> </ul> </li> <li>4 実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。</li> <li>・ 勧告に従わない場合の公表制度 及び 報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料 を創設する。</li> </ul> </li> </ol> <p>○インターネット上に、「両立指標」を活用した企業診断が行えるシステム「ファミリー・フレンドリー・サイト」を開発(厚生労働省 平成16年3月)</p> <p>○「両立指標に関する指針」の策定(厚生労働省 平成15年4月)</p> <p>○ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施(厚生労働省 平成11年度～18年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p>⑦ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。(平成17年度までの累計270企業)</p> <p>⑧企業における、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施について支援する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 均等推進企業表彰とファミリー・フレンドリー企業表彰を統合した均等・両立推進企業表彰を実施(厚生労働省 平成19年度～ ) (3(1)イ①に前掲)</p> <p><b>【受賞企業数】</b>            平成20年度 厚生労働大臣最優良賞 1社(均等・両立推進企業表彰)</p> <p>●均等推進部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度 都道府県労働局長賞 16社</li> <li>・平成19年度 都道府県労働局長賞 18社</li> <li>・平成18年度 厚生労働大臣優良賞 1社 都道府県労働局長賞 40社</li> </ul> <p>●ファミリー・フレンドリー企業部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度 厚生労働大臣優良賞 3社 都道府県労働局長賞 9社</li> <li>・平成19年度 厚生労働大臣優良賞 1社 都道府県労働局長賞 5社</li> <li>・平成18年度 厚生労働大臣優良賞 2社 厚生労働大臣努力賞 1社 都道府県労働局長賞 31社</li> </ul> <p>○ 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)表彰数(累計) (厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="987 762 1659 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>304</td> <td>310</td> <td>323</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 企業における次世代育成支援の取組の推進(厚生労働省 平成16年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業主行動計画策定・届出促進のための周知・啓発</li> <li>・次世代育成支援推進センターによる一般事業主行動計画の策定・実施 に関する、一般事業主に対する相談援助等の支援</li> </ul> <p>※一般事業主行動計画届出数</p> <table border="1" data-bbox="1012 1169 1682 1286"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業(301人以上)</td> <td>13,219</td> <td>13,326</td> <td>13,462</td> </tr> <tr> <td>中小企業(300人以下)</td> <td>5,736</td> <td>11,449</td> <td>18,137</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18,955</td> <td>24,775</td> <td>31,599</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	企業数	304	310	323		18年度末	19年度末	20年度末	大企業(301人以上)	13,219	13,326	13,462	中小企業(300人以下)	5,736	11,449	18,137	計	18,955	24,775	31,599
	18年度	19年度	20年度																								
企業数	304	310	323																								
	18年度末	19年度末	20年度末																								
大企業(301人以上)	13,219	13,326	13,462																								
中小企業(300人以下)	5,736	11,449	18,137																								
計	18,955	24,775	31,599																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																
	<p>⑨次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績がある企業)の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。</p> <p>⑩一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。</p> <p>⑪企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○(参考)次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="1037 316 1552 432"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業(301人以上)</td> <td>390</td> <td>592</td> </tr> <tr> <td>中小企業(300人以下)</td> <td>38</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>428</td> <td>652</td> </tr> </tbody> </table> <p>○一般事業主行動計画届出割合(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="1037 603 1709 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業(301人以上)</td> <td>99.1%</td> <td>99.8%</td> <td>99.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○両立支援レベルアップ助成金(事業所内保育施設設置・運営コース)の支給(厚生労働省 5年度～) 労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。 平成21年度より、事業内保育施設の中長期的な運営の安定化を図り、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促進するため、運営費の助成金支給期間を5年間から10年間に延長し、事業主等からの希望の強い地域開放を可能とする要件の緩和を行った。</p> <p>※事業所内保育施設設置・運営コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="994 1134 1664 1230"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>234</td> <td>299</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>1,252,685</td> <td>1,591,819</td> <td>1,938,657</td> </tr> </tbody> </table>		19年度末	20年度末	大企業(301人以上)	390	592	中小企業(300人以下)	38	60	計	428	652		18年度末	19年度末	20年度末	大企業(301人以上)	99.1%	99.8%	99.1%		18年度	19年度	20年度	件数	234	299	381	金額(千円)	1,252,685	1,591,819	1,938,657
	19年度末	20年度末																																	
大企業(301人以上)	390	592																																	
中小企業(300人以下)	38	60																																	
計	428	652																																	
	18年度末	19年度末	20年度末																																
大企業(301人以上)	99.1%	99.8%	99.1%																																
	18年度	19年度	20年度																																
件数	234	299	381																																
金額(千円)	1,252,685	1,591,819	1,938,657																																



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑫仕事と育児を両立できる職場環境づくり等、少子化に対応した経営を行っている中小企業の例を調査・分析した上で、ベストプラクティスを普及することにより中小企業の少子化対策を促進する。</p> <p>○育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供</p> <p>⑬育児・介護をしながら働き続ける労働者等に対し、電話等により育児、介護、家事等に関する各種サービスについての地域の具体的情報を提供するフレーフレー・テレフォン事業を拡充するとともに、インターネット等を活用し、保育・育児に関する情報を始め、仕事と育児・介護の両立のための相談、情報提供等の充実を図る。</p>	<p>経済産業省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 次世代育成支援対策推進法第7条に基づき定められた「行動計画策定指針」において、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子供の支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。」ことを例示し、各企業の取組を推進(厚生労働省 平成16年～)</p> <p>○ これまで、少子化対応経営の取組によって有為な結果を得ることができている事例を整理。他社へ参考モデルとして紹介すべく、「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営マニュアル」等の事例集を作成し、普及。(経済産業省 平成18年度～20年度)</p> <p>○ 育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで提供(3(3)イ①に前掲) 両立支援対策を積極的に進めている企業の取組や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画等を掲載したサイト、「両立支援のひろば」を開設(厚生労働省 平成18年度～)</p>
(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の	ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>充実</p>	<p>○保育サービスの整備</p> <p>①多様な保育サービス需要に適切に対応し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病気回復期にある乳幼児保育の普及、事業所内託児施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の推進等、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(厚生労働省 平成17年度～平成19年度) 待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の拡大を図る。 平成16年度 203万人→平成21年度 215万人 (平成19年度実績 212万人) (平成18年度実績 211万人) (平成17年度実績 208万人)</p> <p>○ 新待機児童ゼロ作戦の展開(厚生労働省 平成20年2月～) 保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進する。 保育サービス(3歳未満児)の提供割合 平成19年度 20.3% → 平成29年度 38% (平成21年度実績 21.7%)</p> <p>○ 延長保育の推進(厚生労働省) 平成16年度 12,783か所→ 平成21年度 16,200か所</p> <p>○ 休日保育の推進(厚生労働省) 平成16年度 666か所→ 平成21年度 2,200か所</p> <p>○ 夜間保育の推進(厚生労働省) 平成16年度 66か所→ 平成21年度 140か所</p> <p>○ 保育サービスの質の向上と情報提供を推進 ・児童福祉施設に係る第三者評価事業を推進(厚生労働省 平成14年度～) ・インターネット上に「i-子育てネット」を開設し、保育所情報等 広範な子育て情報を提供(厚生労働省 平成13年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>②「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。(平成16年度203万人)</p> <p>③延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度12,783か所)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児保育施設設置・運営コース)の支給(厚生労働省 5年度～)(5.(1)エ⑩に前掲) 労働者のための託児保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。 平成21年度より、事業内保育施設の中長期的な運営の安定化を図り、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促進するため、運営費の助成金支給期間を5年間から10年間に延長し、事業主等からの希望の強い地域開放を可能とする要件の緩和を行った。</p> <p>※事業所内保育施設設置・運営コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="929 603 1644 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>234</td> <td>299</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>1,252,685</td> <td>1,591,819</td> <td>1,938,657</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(厚生労働省 平成17年度～平成19年度)(5(2)ア①に前掲) 待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の拡大を図る。 平成16年度 203万人→平成21年度 215万人 (平成19年度実績 212万人) (平成18年度実績 211万人) (平成17年度実績 208万人)</p> <p>○ 新待機児童ゼロ作戦の展開(厚生労働省 平成20年2月～)(5(2)ア①に前掲) 保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進する。 保育サービス(3歳未満児)の提供割合 平成19年度 20.3% → 平成29年度 38% (平成21年度実績 21.7%)</p> <p>○ 延長保育の推進(厚生労働省 昭和56年度～) 基本の開所時間である11時間を超えて行われる保育を推進する。 (平成19年度 実施箇所数15,076か所) (平成18年度 実施箇所数14,431か所) (平成17年度 実施箇所数13,677か所)</p>		18年度	19年度	20年度	件数	234	299	381	金額(千円)	1,252,685	1,591,819	1,938,657
	18年度	19年度	20年度												
件数	234	299	381												
金額(千円)	1,252,685	1,591,819	1,938,657												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p>④休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度666か所)</p> <p>⑤夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。(平成16年度66か所)</p> <p>○放課後児童対策の充実</p> <p>⑥学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進など、放課後に保護者がいない主として小学校低学年児童に対する放課後児童対策を充実する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 休日保育の推進(厚生労働省 平成12年度～) 休日や祝日に働く保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。 (平成20年度 実施箇所数 927か所) (平成19年度 実施箇所数 859か所) (平成18年度 実施箇所数 798か所) (平成17年度 実施箇所数 706か所)</p> <p>○ 夜間保育の推進(厚生労働省 平成元年度～) 病院等夜間の勤務が必要な保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。 (平成20年度 実施箇所数 77か所) (平成19年度 実施箇所数 74か所) (平成18年度 実施箇所数 69か所) (平成17年度 実施箇所数 66か所)</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="949 991 1520 1082"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数(か所)</td> <td>15,857</td> <td>16,685</td> <td>17,583</td> </tr> <tr> <td>登録児童数(人)</td> <td>704,982</td> <td>749,478</td> <td>794,922</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年5月1日現在)</p> <p>学校の余裕教室で実施しているクラブ数及び全体に占める実施率(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="938 1182 1509 1273"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数(か所)</td> <td>4,435</td> <td>4,759</td> <td>5,005</td> </tr> <tr> <td>実施率</td> <td>28.0%</td> <td>28.5%</td> <td>28.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年5月1日現在)</p>		18年	19年	20年	か所数(か所)	15,857	16,685	17,583	登録児童数(人)	704,982	749,478	794,922		18年	19年	20年	か所数(か所)	4,435	4,759	5,005	実施率	28.0%	28.5%	28.5%
	18年	19年	20年																								
か所数(か所)	15,857	16,685	17,583																								
登録児童数(人)	704,982	749,478	794,922																								
	18年	19年	20年																								
か所数(か所)	4,435	4,759	5,005																								
実施率	28.0%	28.5%	28.5%																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>⑦放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。(平成16年度15,134か所)</p> <p>○幼稚園における子育て支援の充実</p> <p>⑧幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="931 325 1503 416"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数(か所)</td> <td>15,857</td> <td>16,685</td> <td>17,583</td> </tr> <tr> <td>登録児童数(人)</td> <td>704,982</td> <td>749,478</td> <td>794,922</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年5月1日現在)</p> <p>○ 幼稚園の子育て支援活動の推進(文部科学省 平成7年度～) 教育機能又は施設を広く地域に開放することを推進する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。 平成17年度 34都道府県、2,548園へ補助 平成18年度 35都道府県、2,715園へ補助 平成19年度 38都道府県、2,896園へ補助 平成20年度 39都道府県、2,974園へ補助</p> <p>○ 預かり保育推進事業(文部科学省 平成9年度～) 「預かり保育」を継続的に実施する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。 平成17年度 47都道府県、5,287園へ補助 平成18年度 47都道府県、5,402園へ補助 平成19年度 47都道府県、5,489園へ補助 平成20年度 47都道府県、5,595園へ補助</p> <p>○ 文部科学省に「子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議」を設置し、幼稚園における子育て支援活動を充実するためにはどのような研修が行われることが効果的であるかを検討。平成20年3月「幼稚園における子育て支援に関する研修について ー研修プログラム作成のためにー」を作成し、都道府県に配布すると同時に、域内の市町村に対する周知を依頼。(文部科学省 平成18年度～平成20年度)</p> <p>○ 地域の実情に応じて工夫がなされている事例を取りまとめた「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」を作成し、各都道府県・市町村に配布した。(文部科学省 平成21年度)</p> <p>○ 平成19年6月に改正された学校教育法において、幼稚園におけるいわゆる「預かり保育」を位置付けるとともに、幼稚園に対し、保護者や地域の要請に応じて幼児期の教育の支援を提供するよう努力義務規定を新設。(文部科学省 平成19年6月)</p>		18年	19年	20年	か所数(か所)	15,857	16,685	17,583	登録児童数(人)	704,982	749,478	794,922
	18年	19年	20年												
か所数(か所)	15,857	16,685	17,583												
登録児童数(人)	704,982	749,478	794,922												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○総合施設の設置</p> <p>⑨就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成17年度に先行実施している試行事業の結果を踏まえ、必要な法整備を行い、平成18年度から本格的に実施する。</p> <p>○幼稚園就園奨励事業の促進</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○平成20年10月に内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げられた「認定こども園の在り方に関する検討会」において①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題等について議論を進め、平成21年3月に報告書を取りまとめた。(内閣府 文部科学省 厚生労働省)</p> <p>○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」の成立・施行(文部科学省、厚生労働省 平成18年度) 幼稚園、保育所等のうち、 ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能(保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能) ②地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能) を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを創設。(文部科学省)</p> <p>○平成20年5月に文部科学省・厚生労働省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会を設置し、7月に「認定こども園の普及促進について」をとりまとめた。(文部科学省 厚生労働省)</p> <p>○平成21年3月に、認定手続等における問題点や改善例、認定手続等に関するQ&amp;A、各都道府県における手続などをとりまとめた「認定こども園認定申請手続等に関する事務マニュアル」を作成し、都道府県に配布。(文部科学省 厚生労働省)</p> <p>○認定こども園の周知を図るため、保護者向けのパンフレットを作成し、配布。(文部科学省 厚生労働省)</p> <p>○認定こども園に対する新たな財政支援策を創設。(文部科学省 厚生労働省)</p> <p>○認定件数(平成21年4月1日現在) 358件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																								
	<p>⑩幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を推進する。</p> <p>○地域の子育て・介護支援体制の整備</p> <p>⑪各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園就園奨励補助事業の充実を図っている。(文部科学省 昭和47年度～)</p> <p>【平成21年度幼稚園就園奨励費補助金】</p> <p>・措置条件 幼稚園に在園している園児の保護者で、生活保護世帯等、年収680万円以下の世帯が対象。 (※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。)</p> <p>・措置内容(保護者負担割合)</p> <p>①兄弟姉妹の同時就園 第1子:1.0、第2子:0.5(半額)、第3子0.0(無償)</p> <p>②小学校1～3年生に兄・姉を有する園児 (第1子:1.0)、第2子:0.9、第3子0.0(無償)</p> <p>幼稚園就園奨励費補助金実施状況</p> <table border="1" data-bbox="943 671 1444 743"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数</td> <td>1367</td> <td>1356</td> <td>1351</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)事業(厚生労働省 平成17年度～)</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="913 1062 1933 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児家庭全戸訪問事業 (こんちには 赤ちゃん事業)の実施市町村数(H19～)</td> <td>—</td> <td>1,063</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問事業(実施市町村数)</td> <td>451</td> <td>784</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ事業</td> <td>511</td> <td>546</td> <td>613</td> </tr> <tr> <td>トワイライト事業実施か所数</td> <td>236</td> <td>268</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センターの設置か所数</td> <td>480</td> <td>527</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>延長保育実施か所数</td> <td>14,431</td> <td>15,076</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要保護児童対策協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数</td> <td>1,271</td> <td>1,536</td> <td>1,705</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	交付件数	1367	1356	1351		18年度	19年度	20年度	乳児家庭全戸訪問事業 (こんちには 赤ちゃん事業)の実施市町村数(H19～)	—	1,063	1,247	養育支援訪問事業(実施市町村数)	451	784	799	ショートステイ事業	511	546	613	トワイライト事業実施か所数	236	268	304	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	480	527	570	延長保育実施か所数	14,431	15,076		要保護児童対策協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数	1,271	1,536	1,705
	18年度	19年度	20年度																																								
交付件数	1367	1356	1351																																								
	18年度	19年度	20年度																																								
乳児家庭全戸訪問事業 (こんちには 赤ちゃん事業)の実施市町村数(H19～)	—	1,063	1,247																																								
養育支援訪問事業(実施市町村数)	451	784	799																																								
ショートステイ事業	511	546	613																																								
トワイライト事業実施か所数	236	268	304																																								
ファミリー・サポート・センターの設置か所数	480	527	570																																								
延長保育実施か所数	14,431	15,076																																									
要保護児童対策協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数	1,271	1,536	1,705																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																			
	<p>⑫子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度154か所)</p>	厚生労働省	<p>※平成21年度より一部事業名の変更あり。</p> <p>○ 病児・病後児保育の推進(厚生労働省 平成6年度～)                      (平成20年度 実施箇所数 792か所)                      (平成19年度 実施箇所数 767か所)                      (平成18年度 実施箇所数 688か所)                      (平成17年度 実施箇所数 598か所)</p> <p>○ 地域子育て支援拠点事業(厚生労働省 平成19年度～)                      地域において子育て親子の交流促進、子育て相談等を実施等を促進する子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)を設置することにより、地域の子育て支援の推進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1048 619 1610 877"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひろば型</td> <td>894か所</td> <td>1,251か所</td> </tr> <tr> <td>センター型</td> <td>3,464か所</td> <td>3,470か所</td> </tr> <tr> <td>児童館型</td> <td>28か所</td> <td>168か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,386か所</td> <td>4,889か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年度は交付決定数。</p> <p>○ つどいの広場事業(厚生労働省 平成14年度～18年度)                      子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」を身近な場所に設置し、地域の子育て支援の推進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1061 1077 1588 1157"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480箇所</td> <td>682箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地域子育て支援拠点事業(厚生労働省 平成19年度～)(5(2)⑫に前掲)                      地域において子育て親子の交流促進、子育て相談等を実施する子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)を設置することにより、地域の子育て支援の推進を図る。</p>		19年度	20年度	ひろば型	894か所	1,251か所	センター型	3,464か所	3,470か所	児童館型	28か所	168か所	計	4,386か所	4,889か所	17年度	18年度	480箇所	682箇所
	19年度	20年度																				
ひろば型	894か所	1,251か所																				
センター型	3,464か所	3,470か所																				
児童館型	28か所	168か所																				
計	4,386か所	4,889か所																				
17年度	18年度																					
480箇所	682箇所																					
	<p>⑬保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サー</p>	厚生労働省																				



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																															
	<p>クル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所)</p> <p>⑭急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)</p>	厚生労働省	<table border="1" data-bbox="1061 320 1621 576"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひろば型</td> <td>894か所</td> <td>1,251か所</td> </tr> <tr> <td>センター型</td> <td>3,464か所</td> <td>3,470か所</td> </tr> <tr> <td>児童館型</td> <td>28か所</td> <td>168か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,386か所</td> <td>4,889か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年度は交付決定数。</p> <p>○ 地域子育て支援センター事業(厚生労働省 平成5年度～平成18年度)            保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進する。            (平成18年度 実施箇所数 3,436か所)            (平成17年度 実施箇所数 3,167か所)</p> <p>○ ファミリー・サポート・センターの設置状況(厚生労働省 平成16年度～)</p> <table border="1" data-bbox="960 879 1626 948"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>480</td> <td>527</td> <td>570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年度の設置数は、交付決定数</p> <p>○ 緊急サポートネットワーク事業の展開状況(厚生労働省 ～平成20年度)</p> <table border="1" data-bbox="956 1139 1621 1208"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年度限りで廃止。なお、当該事業のファミリー・サポート・センター事業への円滑な移行を図る時限的な措置として、病児・緊急預かり対応基盤整備事業(～22年度)を実施。</p>		19年度	20年度	ひろば型	894か所	1,251か所	センター型	3,464か所	3,470か所	児童館型	28か所	168か所	計	4,386か所	4,889か所		18年度	19年度	20年度	設置数	480	527	570		18年度	19年度	20年度	設置数	37	40	40
	19年度	20年度																																
ひろば型	894か所	1,251か所																																
センター型	3,464か所	3,470か所																																
児童館型	28か所	168か所																																
計	4,386か所	4,889か所																																
	18年度	19年度	20年度																															
設置数	480	527	570																															
	18年度	19年度	20年度																															
設置数	37	40	40																															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等									
	<p>⑮保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ364か所、134か所)</p> <p>⑯高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。</p> <p>⑰地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に対する支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>	<p>○ ショートステイ事業・トワイライトステイ事業実施箇所数(厚生労働省) 平成19年度 ショートステイ事業 546か所 トワイライトステイ事業 268か所</p> <p>○ 高齢者活用子育て支援事業 高齢者に就業機会を確保・提供するシルバー人材センターを活用し、就学前幼児に対する保育施設からの送迎、世話などの育児支援等を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="896 925 1691 1061"> <thead> <tr> <th colspan="3">シルバー人材センター会員(子育て支援事業)の就業延人員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員(千人日)</td> <td>349</td> <td>383</td> </tr> </tbody> </table> <p>(社)シルバー人材センター事業協会調べ</p> <p>○ 商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営に対して補助を実施。(平成18年度～22年度)(経済産業省) 実績:子育て支援関連の採択件数 ・平成18年度:14件 ・平成19年度:9件 ・平成20年度:11件</p>	シルバー人材センター会員(子育て支援事業)の就業延人員				18年度	19年度	人員(千人日)	349	383
シルバー人材センター会員(子育て支援事業)の就業延人員												
	18年度	19年度										
人員(千人日)	349	383										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等									
	<p>⑩少子化対策に資する育児関連サービス産業等について、関係省庁とも連携し、基盤事業の整備等の支援を行う。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・平成21年度：6件(第1次募集までの件数)</p> <p>○ サービス産業創出支援事業(育児支援関連サービス分野)(経済産業省 平成18年度～19年度) 保護者等のニーズを踏まえ、NPO・民間企業等の連携による新たな育児支援関連サービスの提供に対する支援を実施。 ※平成19年度は事業名称を「サービス産業生産性向上支援調査事業(ビジネス性実証事業(育児支援関連サービス分野))」に変更し実施。(経済産業省)</p> <p>18～19年度事業進捗状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>53件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>16件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	応募件数	53件	16件	採択件数	16件	4件
	18年度	19年度										
応募件数	53件	16件										
採択件数	16件	4件										
	<p>⑪子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する取組を実施。(文部科学省 平成16年度～18年度) 平成17年度:約 8,000力所 平成18年度:約 8,300力所</p> <p>○ 「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」において、放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施。(文部科学省 平成19年度～) 平成19年度:約 6,200力所 平成20年度:約 7,900力所 平成21年度:約 8,700力所</p>									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○NPO等の支援</p> <p>㊸地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。</p> <p>○家庭教育支援</p> <p>21.すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を進め、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信を持って子育てができるよう、行政と子育て支援団体が連携した家庭教育に関する学習機会の提供やIT活用を含む家庭教育支援など、家庭の教</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動の全国展開を推進するため、(1)高校生対象に、定期的又は長期休業期間中に、例えば、老人ホームにおける清掃活動や介助支援活動等のボランティア活動、(2)市町村で、市民全般を対象に、定期的又はある程度長期にわたり、例えば、町内の防犯パトロール活動や公園などの清掃や花植えなどの環境美化活動などのボランティア活動、(3)地域の大学、企業等との連携・協力を図り、ボランティア活動支援センターの機能を充実する取組を実施。(文部科学省 平成17年度～18年度)</p> <p>○ 市民活動に関する情報提供の充実策として、内閣府NPOホームページで全国の特定制非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手可能とする「NPO情報ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」の運用を実施(内閣府 平成18年度～)。</p> <p>○ 地域の担い手のネットワークの形成のために、NPOと地方公共団体との協働事業への支援を、地域再生計画と連動して行い、その中の優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信。(内閣府 平成20～22年度)</p> <p>○ 家庭教育手帳の作成。(文部科学省)</p> <p>○「家庭教育支援総合推進事業」において、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細やかな家庭教育支援の取組を実施。(文部科学省 平成16年度～平成19年度)</p> <p>○「ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業」において、携帯電話による子育て相談や情報提供等を実施。(文部科学省 平成17年度～平成19年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p>育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。</p> <p>○子育てのための資産形成の支援</p> <p>22.教育積立貯金等を通じて自助努力による子育てのための資産形成の支援を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>○「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、身近な地域において「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための取組を実施。(文部科学省 平成20年度)</p> <p>○「訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、「訪問型家庭教育支援チーム」による家庭や企業を訪問しての学習機会の提供、相談対応の実施等、先進的な手法開発に取り組む。(文部科学省 平成21年度)</p> <p>○「家庭教育支援基盤形成事業」において、持続可能な支援を行うため、「家庭教育支援チーム」の定着、地域人材の養成、学習機会の提供等、地域の主体的な取組を支援する。(文部科学省 平成21年度～)</p> <p>○「子どもの生活リズム向上プロジェクト」において、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動が全国各地域において取り組れるよう、普及啓発や先進的な実践活動等の効果についての調査研究を実施。(文部科学省 平成18年度～平成20年度)</p> <p>○「子どもの生活習慣づくり支援事業」において、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及びその効果を活用し、全国的な普及啓発を図る。(文部科学省 平成20年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館では、全国の家庭教育・次世代育成支援の行政担当者、子育て支援に携わる団体のリーダー等を対象に、家庭教育・次世代育成支援指導者研修を実施。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○ 利用状況 【教育積立貯金】</p> <table border="1" data-bbox="907 1002 1400 1241"> <thead> <tr> <th></th> <th>口座数(千口座)</th> <th>現在高(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>11</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>11</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>11</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>11</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>10</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>9</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>7</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年10月1日の民営化前に預入された教育積立郵便貯金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理することとされており、同機構が新たな郵便貯金の取扱いを行わないことから、平成19年10月1日以降は新たな預入の取扱いは行わない。(総務省)</p>		口座数(千口座)	現在高(億円)	12年度	11	67	13年度	11	72	14年度	11	76	15年度	11	77	16年度	10	76	17年度	9	70	18年度	7	59
	口座数(千口座)	現在高(億円)																									
12年度	11	67																									
13年度	11	72																									
14年度	11	76																									
15年度	11	77																									
16年度	10	76																									
17年度	9	70																									
18年度	7	59																									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																		
	<p>○児童虐待への取組の推進</p> <p>23.近年増加している児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。</p> <p>○子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備</p> <p>24.子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住</p>	<p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p>	<p>○ 教育積立貯金等の提供を通じて、自助努力による子育てのための資産形成を支援。(総務省)</p> <p>○ 児童虐待への取組の推進 (厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="891 491 1995 584"> <caption>児童相談所における児童虐待相談対応件数(厚生労働省調べ)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>37,323</td> <td>40,639</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="891 719 1825 879"> <caption>要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(厚生労働省調べ)(各4月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置市町村数</td> <td>1,271</td> <td>1,536</td> <td>1,705</td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td>69.0%</td> <td>84.1%</td> <td>94.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部改正(平成19年5月成立、20年4月施行)</p> <p>○ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 養育支援訪問事業の実施(厚生労働省 平成16年度～)</p> <p>○ 地域優良賃貸住宅制度による子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの良質な賃貸住宅の供給支援(平成19年度～)(国土交通省) 実績: H18年度末管理戸数 約15.8万戸</p>		18年度	19年度	件数	37,323	40,639		18年度	19年度	20年度	設置市町村数	1,271	1,536	1,705	設置数	69.0%	84.1%	94.1%
	18年度	19年度																			
件数	37,323	40,639																			
	18年度	19年度	20年度																		
設置市町村数	1,271	1,536	1,705																		
設置数	69.0%	84.1%	94.1%																		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。</p>		<p>H19年度末管理戸数 約15.9万戸 (特定優良賃貸住宅等の管理戸数含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市再生機構賃貸住宅における近居に関する優遇措置(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・(新規供給)抽選募集における倍率優遇(平成12年度～。平成20年9月～制度拡充(10倍→20倍優遇)。)</li> <li>実績: H20 9団地(拡充後)</li> <li>・(既存住宅)先着順受付における優先申込期間の設定(平成21年12月～実施。)</li> <li>実績: H20 40団地</li> </ul> </li> <li>○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度による良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援(平成14年度～)(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> <li>実績: H18 1,300戸 H19 340戸 H20 780戸</li> </ul> </li> <li>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業による良質な住宅取得の支援(平成15年度～)(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> <li>実績: H18 59,409戸 H19 52,995件 H20 41,772件</li> </ul> </li> <li>○ 大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅市街地総合整備事業(平成16年度～)(国土交通省)</li> <li>実績: H18 414地区 H19 371地区 H20 316地区 H21 233地区</li> </ul> </li> <li>○ 高齢者等の住み替え支援制度により高齢者が所有する戸建て住宅等を子育て世帯等に賃貸することを円滑化(国土交通省 平成18年度～) <ul style="list-style-type: none"> <li>実績: H21.7現在 契約完了件数120件</li> </ul> </li> <li>○ 子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等を行うあんしん賃貸支援事業(18年度～)(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> <li>実績:H18 8箇所 H19 15箇所 H20 32箇所 H21.5現在 33箇所 の自治体が事業に参加</li> </ul> </li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を定めた「住生活基本法」の成立、施行(平成18年6月)(国土交通省)</li> <li>○ 住生活基本法に基づき、住生活基本計画(全国計画)を閣議決定(平成18年9月)(国土交通省)</li> <li>○ 子供を育成する家庭等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本となる事項等を定めた、「住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の促進に関する法律」の成立、施行(平成19年6月)(国土交通省)</li> <li>○ 公共賃貸住宅団地における保育所等との一体的整備(国土交通省) 実績: H18年度末 413施設(保育所のみ) H19年度末 672施設 H20年度末 853施設</li> </ul>
	25.都市空間において緑地や子供の遊び場の確保に配慮した都市計画を策定する。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市計画決定された公園・緑地(整備済)(国土交通省) 平成20年3月31日時点 都市計画公園 37,195ヶ所 71,514ha 都市計画緑地 2,161ヶ所 17,199ha (参考) 都市計画決定された公園・緑地(整備済) 平成17年3月31日時点 都市計画公園 36,440ヶ所 68,833ha 都市計画緑地 2,080ヶ所 16,405ha</li> </ul>
	26.安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり	内閣府、警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あんしん歩行エリアの整備(警察庁及び国土交通省 ①15年度～19年度(796地区)、②20年度～24年度(582地区)) 死傷事故発生割合が高い地区を「あんしん歩行エリア」として指定した上、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を推進。</li> </ul>



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																	
	<p>等に努める。</p> <p>○子育てバリアフリー等の推進</p> <p>27.妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○ バリアフリー対応型信号機等の整備(警察庁)                      高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進している。                      〈信号機のバリアフリー化の例〉</p> <table border="1" data-bbox="907 395 1556 486"> <thead> <tr> <th></th> <th>(17年度末)</th> <th>(18年度末)</th> <th>(19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・歩行者感应化</td> <td>1,120基</td> <td>1,165基</td> <td>1,257基</td> </tr> <tr> <td>・歩車分離化</td> <td>3,867基</td> <td>4,281基</td> <td>4,538基</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努めた。また、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを促進したほか、販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言を推進。なお、平成21年4月に警察庁と(社)日本自動車連盟が合同で実施した全国調査の結果では、チャイルドシートの使用率は、6歳未満全体で54.8%。(警察庁)</p> <p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)成立(18.6)、施行(18.12)(国土交通省)</p> <p>○ バリアフリー新法に基づく不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の推進(国土交通省 平成14年度～)                      実績: 19年度末現在 44%</p> <p>○ バリアフリー環境整備促進事業により、バリアフリー新法に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備を図る(国土交通省 平成18年度～)</p> <p>○ 公共交通機関のバリアフリー化                      公共交通機関におけるバリアフリー化の推進</p> <table border="1" data-bbox="981 1200 1821 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道駅(※)</td> <td>62.8%</td> <td>67.3%</td> </tr> <tr> <td>バスターミナル(※)</td> <td>76.2%</td> <td>77.5%</td> </tr> <tr> <td>旅客船ターミナル(※)</td> <td>88.9%</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>航空ターミナル(※)</td> <td>65.2%</td> <td>76.2%</td> </tr> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>20.0%</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(17年度末)	(18年度末)	(19年度末)	・歩行者感应化	1,120基	1,165基	1,257基	・歩車分離化	3,867基	4,281基	4,538基		平成18年度	平成19年度	鉄軌道駅(※)	62.8%	67.3%	バスターミナル(※)	76.2%	77.5%	旅客船ターミナル(※)	88.9%	88.9%	航空ターミナル(※)	65.2%	76.2%	鉄軌道車両	20.0%	26.5%	バス車両		
	(17年度末)	(18年度末)	(19年度末)																																	
・歩行者感应化	1,120基	1,165基	1,257基																																	
・歩車分離化	3,867基	4,281基	4,538基																																	
	平成18年度	平成19年度																																		
鉄軌道駅(※)	62.8%	67.3%																																		
バスターミナル(※)	76.2%	77.5%																																		
旅客船ターミナル(※)	88.9%	88.9%																																		
航空ターミナル(※)	65.2%	76.2%																																		
鉄軌道車両	20.0%	26.5%																																		
バス車両																																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>28.妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さら</p>	<p>国土交通省</p>	<table border="1" data-bbox="981 272 1823 400"> <tr> <td>低床バス</td> <td>33.1%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>17.7%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>11.5%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>54.4%</td> <td>59.9%</td> </tr> </table> <p>(※)1日当たりの平均的な利用者数5,000人以上の旅客施設における段差の解消率。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行空間のバリアフリー化(国土交通省) 1日あたりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合が、53%(平成18年度末)から60%(平成19年度末)に向上</li> <li>○ 都市公園等のバリアフリー化(国土交通省) すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる身近な都市公園の整備を推進するとともに、園路の段差の解消や、誰でも使いやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインによる都市公園づくりを推進</li> <li>○ 路外駐車場のバリアフリー化(国土交通省) バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場のバリアフリー化の推進(18年度～) 実績: 19年度末現在 34%</li> <li>○ バリアフリー教室の実施(国土交通省 平成14年度～) 18年度 96件、19年度 106件、20年度 118件</li> </ul>	低床バス	33.1%	37.5%	ノンステップバス	17.7%	20.3%	旅客船	11.5%	14.1%	航空機	54.4%	59.9%
低床バス	33.1%	37.5%													
ノンステップバス	17.7%	20.3%													
旅客船	11.5%	14.1%													
航空機	54.4%	59.9%													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																
	<p>に、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。</p> <p>イ ひとり親家庭等に対する支援の推進</p> <p>○ひとり親家庭の親等への総合的な自立に向けた支援の推進</p> <p>①子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ バリアフリーボランティア事業の実施(国土交通省 平成17年度～) 18年度 6ヶ所、19年度 1ヶ所、20年度 2ヶ所</p> <p>○ 交通バリアフリー情報提供システム「らくらくおでかけネット」(国土交通省 平成13年度～) 平成21年3月末までに、約700万アクセス(1日あたり2,550件)</p> <p>○ 養育費相談支援センター事業の実施(厚生労働省 平成19年10月～)</p> <p>○ 生活保護受給者等就労支援事業の実施(厚生労働省 平成17年度～)</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1" data-bbox="913 895 1843 959"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者における就職率</td> <td>52.1</td> <td>54.3</td> <td>53.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 母子家庭の母等に対する試行雇用奨励金の支給(厚生労働省 平成14年度～)</p> <table border="1" data-bbox="913 1074 1843 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トライアル雇用開始者数(人)</td> <td>324</td> <td>290</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 母子家庭等職業的自立促進事業(厚生労働省) 児童扶養手当受給者の中には、就労経験がない又は乏しいこと等により「自立支援プログラム」における自治体の支援のみではなお就労が難しい者が存在することから、職業的自立を促進するための国における雇用のセーフティーネットとして、職業に就くための準備段階としての準備講習を実施した後に引き続き、実際の職業に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施。</p>		18年度	19年度	20年度	支援対象者における就職率	52.1	54.3	53.8		18年度	19年度	20年度	トライアル雇用開始者数(人)	324	290	218
	18年度	19年度	20年度																
支援対象者における就職率	52.1	54.3	53.8																
	18年度	19年度	20年度																
トライアル雇用開始者数(人)	324	290	218																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等											
	<p>○子育て・生活支援策の推進</p> <p>②疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、</p>	厚生労働省	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備講習付き職業訓練受講者数</td> <td>800人</td> <td>1,428人</td> <td>1,647人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	準備講習付き職業訓練受講者数	800人	1,428人	1,647人			
	17年度	18年度	19年度											
準備講習付き職業訓練受講者数	800人	1,428人	1,647人											
			<p>○ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)</p> <p>○ ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)</p> <p>○ 子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)</p> <p>○ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)</p> <p>○ 自立支援教育訓練給付金事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)</p> <p>○ 高等技能訓練促進費事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)</p> <p>○ 母子寡婦福祉貸付金制度の実施(厚生労働省 昭和28年度～)</p> <p>○ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p>											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。</p> <p>③父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。</p> <p>④若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。</p> <p>○就業支援策の推進</p> <p>⑤自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○職業相談の実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="913 1161 1682 1326"> <thead> <tr> <th colspan="4">母子家庭の母等の職業相談状況</th> </tr> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職者申込件数</td> <td>182,345</td> <td>186,569</td> <td>217,237</td> </tr> <tr> <td>紹介件数</td> <td>294,611</td> <td>318,594</td> <td>391,551</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>72,604</td> <td>73,716</td> <td>75,823</td> </tr> </tbody> </table>	母子家庭の母等の職業相談状況					18年度	19年度	20年度	新規求職者申込件数	182,345	186,569	217,237	紹介件数	294,611	318,594	391,551	就職件数	72,604	73,716	75,823
母子家庭の母等の職業相談状況																							
	18年度	19年度	20年度																				
新規求職者申込件数	182,345	186,569	217,237																				
紹介件数	294,611	318,594	391,551																				
就職件数	72,604	73,716	75,823																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等								
	<p>業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。</p> <p>⑥母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。</p> <p>⑦母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施(厚生労働省)(3(3)イ⑦に前掲) 求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練については、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用することにより、多様な教育訓練機会を確保し実施。</p> <table border="1" data-bbox="943 464 1592 560"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> <td>14万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 自立支援教育訓練給付金事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 高等技能訓練促進費事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲) (実施主体) 平成18年度 94か所 平成19年度 99か所 平成20年度(見込み)784か所</p> <p>○ 自立支援教育訓練給付金事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲) (実施主体数) 平成18年度 620か所 平成19年度 710か所 平成20年度(見込み)784か所</p>		17年度	18年度	19年度	受講者数	19万人	17万人	14万人
	17年度	18年度	19年度								
受講者数	19万人	17万人	14万人								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑧母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。(平成16年度827人)</p>	厚生労働省	<p>○ 高等技能訓練促進費事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲) (資格取得者総数) 平成15年度～平成19年12月 2,543件</p>
<p>(3)家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進</p>	<p>ア 家庭生活への男女の共同参画の促進</p> <p>○家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>①これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供する。</p> <p>○父親の家庭教育参加の支援・促進</p> <p>②父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○「家庭教育支援総合推進事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「地域における家庭教育支援基盤形成事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「家庭教育支援基盤形成事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「訪問型家庭教育相談体制充実事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「家庭教育支援総合推進事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。</p> <p>○男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等</p> <p>③男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。</p> <p>イ 地域社会への男女の共同参画の促進</p> <p>○地域社会活動への参画促進</p> <p>①暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、地域社会への住民参加が重要であ</p>	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係</p>	<p>○「地域における家庭教育支援基盤形成事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「家庭教育支援基盤形成事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「訪問型家庭教育相談体制充実事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館では、地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究において、男性の次世代育成支援活動への参画とその促進についての調査を行い、事例集を作成。(文部科学省 平成20年度)</p> <p>○男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)</p> <p>○男女共同参画総合情報誌の発行(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○男女共同参画に係る啓発ビデオの制作(内閣府 平成12年度～20年度)</p> <p>○法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省)</p> <p>○男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)</p>



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>り、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。</p> <p>○ボランティア活動等の参加促進のための環境整備</p> <p>②ボランティア活動に関する調査研究を行い、情報提供・相談事業を実施する。また、都道府県のボランティア登録制度の整備の支援等を通じ、人々のボランティア活動への参加促進を図る。</p> <p>③勤労者が、その希望に応じてボランティア活動等に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、情報提供、相談活動等を実施する。</p>	<p>府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 男女共同参画総合情報誌の発行(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 男女共同参画に係る啓発ビデオの制作(内閣府 平成12年度～20年度)</p> <p>○ 地域福祉等推進特別支援事業(厚生労働省) 「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を都道府県・指定都市・市区町村等に対して実施(平成19年度～)。</p> <p>○ ボランティア振興事業(厚生労働省) 学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業、ボランティア活動を希望する企業・労働組合・農協・生協・住民参加型サービス団体の担当者等を対象とするリーダーやコーディネーター等の養成・研修事業、ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行する広報・啓発事業等を都道府県・指定都市社会福祉協議会にて実施(平成13年度～18年度)。 17年度 全ての都道府県、指定都市社会福祉協議会にて実施。 18年度 全ての都道府県、指定都市社会福祉協議会にて実施。</p> <p>○ 特別な休暇制度普及促進事業の実施(平成21年度からは「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」として実施) (厚生労働省) ・事業主及び勤労者に対する啓発活動(平成19年度～) ・事業主及び勤労者を対象にした講演会の開催(平成19年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>④地域におけるボランティア活動を推進するための事業への支援を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。</p> <p>○NPO等の活動への参画促進のための環境整備</p> <p>⑤男女共同参画などの分野で活動を行うNPO等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p>	<p>○「地域ボランティア活動推進事業」を実施。(文部科学省 平成17年度～18年度)(5(2)⑬に前掲)</p> <p>○ ボランティア活動広報啓発・普及事業を実施。(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○「地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究」事業において、ボランティア活動希望者と受け入れ先との効果的なマッチング方法や情報提供、関係機関・団体等との連携方策など、各地域のボランティア活動支援センターの今後の在り方について、実践的な調査研究を実施。(文部科学省 平成20年度～)</p> <p>○ 全国ボランティア活動振興センター運営事業(厚生労働省) 経済団体・労働団体・マスコミ・教育等の各界によるボランティアシンポジウムの開催、全国的な広報・啓発を行うボランティアに関する各種資料・文献等の情報提供やボランティアセンター担当者に対する研修事業等の事業を全国社会福祉協議会にて実施。</p> <p>○ 市民活動に関する情報提供の充実策として、内閣府NPOホームページで全国の特定非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手可能とする「NPO情報ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」の運用を実施(内閣府 平成18年度～)(5(2)ア⑳に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>NPO等に対する社会的に支援する仕組みについて検討する。</p> <p>○消費者教育の推進・支援</p> <p>⑥地方公共団体の行う社会教育の一環として、消費者生活に関する学習を奨励するとともに、国立大学等において公開講座を開設するなど、消費者問題に関する各種の学習機会を提供する。また、消費生活センターと教育委員会との連携強化などにより、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図る。</p>	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>	<p>○ 地域の担い手のネットワークの形成のために、NPOと地方公共団体との協働事業への支援を、地域再生計画と連動して行い、その中の優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信。(内閣府 平成20～22年度)(5(2)ア⑳に前掲)</p> <p>○ 内閣府国民生活局長、文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長名にて各都道府県・政令指定都市長宛てに文書を発出し、消費生活センターと教育委員会の連携の強化を要請。(内閣府、文部科学省)(18年度)</p> <p>○ 消費者問題の専門家を全国各地の公民館等の施設や集会所等へ派遣する「消費者問題出前講座」を実施。(内閣府 平成13年度～19年度)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館では、女性教育情報センターにおいて、消費者教育を含む女性・家庭に関する情報提供。(文部科学省)</p> <p>○ 消費生活センターと教育委員会の連携強化について各種会議において要請。(文部科学省)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<p>○ 学校教育では、児童生徒に消費者としての正しい態度や知識を身に付けさせるため、小・中・高等学校を通じて社会科、家庭科を中心に児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行っている。平成20年3月に小・中学校学習指導要領、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、消費者教育に関する内容の充実を図った。(文部科学省)</p>